
別 表

目 次

別表 2-1	市の活動体制	32
別表 2-2	台風等風水害時タイムライン	42
別表 2-3	久慈市消防団組織図	46
別表 2-4	水防担当区域	47
別表 2-5	執務時間外連絡系統図	49
別表 3-1	重要水防箇所評定基準（県管理）	50
別表 3-2	重要水防箇所	53
別表 3-3	高潮警戒区域	54
別表 4-1	予報及び警報	55
別表 4-2	岩手県知事が行う水防警報	63
別表 4-3	岩手県知事が行う水防警報 伝達系統図	64
別表 5-1	雨量、水位の観測箇所	65
別表 5-2	雨量、水位観測所及び関係機関の連絡系統図	66
別表 5-3	危機管理型水位計による水位の観測箇所（岩手県管理分）	67
別表 6-1	気象広報伝達系統図	68
別表 7-1	堰堤門扉連絡系統図（滝ダム）	69
別表 7-2	河川水門一覧	70
別表 7-3	海岸水門一覧	74
別表 7-4	高潮の際における門扉、水門等操作連絡系統図	75
別表 8-1	水防関係機関電話番号一覧	76
別表 9-1	水防用備蓄器具、資材一覧	77
別表 10-1	指定緊急避難場所等一覧	78
別表 10-2	久慈市水防動員計画	85
別表 11-1	水防信号（昭和 36 年 6 月 6 日岩手県告示第 437 号）	86
別表 11-2	優先通行標識	86
別表 11-3	身分証票	87
別表 13-1	公用負担命令権限証	88
別表 13-2	公用負担命令票	88
別表 17-1	水防協力団体指定要領及び関係様式（案）	89
別表 18-1	水防功労者推薦様式	96

別表2-1 市の活動体制

1 市の活動体制

市は、市域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、久慈市災害警戒本部（以下、本節中「災害警戒本部」という。）又は久慈市災害対策本部（以下、本節中「災害対策本部」という。）を設置する。

2 災害警戒本部

- 災害警戒本部は、災害警戒本部設置要領に基づき設置し、主に情報の収集、伝達及び応急措置を行う。

【災害警戒本部設置要領（平成18年3月6日制定）

久慈市地域防災計画 資料編3-1-1】

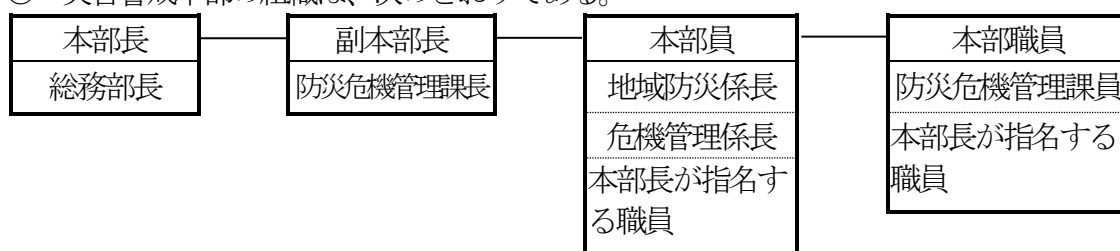
- 災害警戒本部は、県の災害警戒本部及び災害警戒本部久慈地方支部と密接な連絡調整を図り、支援、協力等を求める。

(1) 設置基準

- | |
|--|
| <p>ア 気象警報、波浪警報又は洪水警報が発表されたとき。</p> <p>イ 市内で震度4又は震度5弱を観測する地震が発生したとき。</p> <p>ウ 斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等が発生するおそれがある場合において、総務部長が必要と認めるとき。</p> <p>エ 大規模な火災、爆発等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、総務部長が必要と認めるとき。</p> <p>オ 原子力災害において県から特定事象の発生に関する通知があったとき。</p> |
|--|

(2) 組織

- 災害警戒本部の組織は、次のとおりである。



- 災害警戒本部の事務所は、防災危機管理課（久慈市防災センター）に置く。

(3) 分掌事務

- 災害警戒本部の分掌事務は、次のとおりである。

- | |
|---|
| <p>ア 気象警報等の受領及び関係機関への伝達</p> <p>イ 気象情報及び河川の水位情報の収集並びに関係機関への伝達</p> <p>ウ 市内の気象等に関する状況及び被害の発生状況の把握</p> <p>エ 各地区の対応状況の把握</p> <p>オ 応急措置の実施</p> <p>カ 原子力災害における特定事象の発生に関する情報の受領・収集及び関係機関への伝達</p> <p>キ その他情報の収集等に関し必要な事項</p> |
|---|

(4) 関係各課の防災活動

- 災害警戒本部の設置と並行して、関係各課においては、必要に応じて、次の防災活動を実施する。

部	課等	担当内容
総務部	財政課	庁舎等被害情報の収集
	税務課	住家被害情報の収集
総合政策部	市民センター	所管施設被害情報の収集
生活福祉部	市民課	自主避難者情報の収集
	生活環境課	衛生施設被害情報の収集
	保健推進課	1 人的被害情報の収集 2 医療施設被害情報の収集
	社会福祉課	社会福祉施設被害情報の収集
	山形福祉室	1 人的被害情報の収集 2 山形総合支所への被害情報収集の報告に関すること。 3 社会福祉施設被害情報の収集
産業経済部	農政課	1 農業施設被害情報の収集 2 農作物等被害情報の収集 3 家畜等被害情報の収集 4 農地及び農業用施設被害情報の収集
	林業水産課	1 水産関係被害情報の収集 2 漁港施設等被害情報の収集 3 林業関係被害情報の収集 4 海岸保全施設被害情報の収集
	商工観光課	1 商工関係被害情報の収集 2 高圧ガス、火薬類施設及び鉱山関係被害情報の収集 3 観光施設被害情報の収集
建設部	建設企画課	市営住宅施設被害情報の収集
	建設整備課・道路河川維持課	1 交通規制情報の収集 2 河川、道路、橋りょう等の被害情報の収集 3 公園施設被害情報の収集
山形総合支所	ふるさと振興課	1 本部への被害情報の報告に関すること。 2 庁舎等の被害情報収集 3 生活福祉部への被害情報の報告に関すること。
	産業建設課	1 産業経済部及び建設部への被害情報の報告に関すること。 2 農業施設被害情報の収集 3 農作物等被害情報の収集 4 家畜等被害情報の収集 5 農地及び農業用施設被害情報の収集 6 淡水漁業関係被害情報の収集 7 林業関係被害情報の収集 8 観光施設被害情報の収集 9 河川、道路、橋りょう等の被害情報の収集 10 交通規制情報の収集
上下水道部	上下水道整備	上下水道施設被害情報の収集

部	課等	担当内容
	課	
教育委員会事務局	教育総務課	学校被害情報の収集
	学校教育課	児童、生徒及び教員等被害情報の収集
	文化課	1 文化施設被害情報の収集 2 文化財被害情報の収集
	生涯学習課	1 社会教育施設被害情報の収集 2 体育施設被害情報の収集
	山形教育室	文化施設被害情報の収集

※ 山形福祉室、山形総合支所及び山形教育室の担当業務は山形地区に関するものに限る。

(5) 廃止基準等

- 災害警戒本部は、気象警報等が解除された場合等において、本部長が、災害発生のおそれなくなったと認めるときに廃止する。
- 災害による被害が相当規模を超えると見込まれるときは、災害警戒本部を廃止し、災害対策本部を設置する。

3 災害対策本部

- 災害対策本部は、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき設置し、災害応急対策を迅速かつ的確に実施する。

【災害対策本部条例（平成18年久慈市条例第161号）

久慈市地域防災計画 資料編3-1-2】

【災害対策本部規程 久慈市地域防災計画 資料編3-1-3】

- 災害対策本部は、県の災害対策本部及び災害対策本部久慈地方支部と密接な連絡調整を図り、支援、協力等を求める。

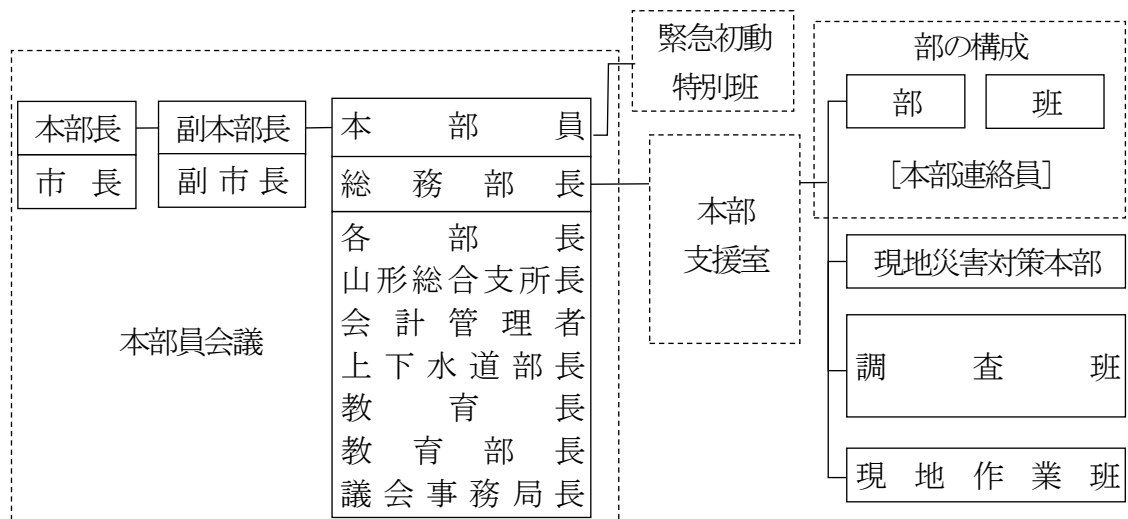
(1) 設置基準

区分	配備基準	配備職員の範囲
1号警戒配備	ア 津波注意報が発表された場合 イ 気象警報等が発表され、高齢者等避難を発令する場合 ウ 気象警報等が発表され、避難指示を発令する可能性が高まった場合 エ 高潮警報が発表された場合 オ インフラの故障等により避難所を開設する可能性が高まった場合 カ その他、本部長が必要と認める場合	ア 本部長が指名する本部員 イ その他部課長が指名する者
2号警戒配備	ア 気象警報、波浪警報、洪水警報が発表され、若しくは、大規模な火災、爆発等により、相当規模の災害の発生のおそれがあると認められる場合 イ 次に掲げる警報のいずれかが発表された場合 （ア）気象特別警報 （イ）高潮特別警報	ア すべての課長、室長及び公の施設等の長並びに防災及び庶務担当係長 イ その他部課長

区分	配備基準	配備職員の範囲
	(ウ) 波浪特別警報 ウ 津波警報が発表された場合 エ 市内で震度5強を観測する地震が発生した場合 オ 県から原子力緊急事態の発生に関する通知があり、かつ、その影響が市域に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合 カ その他、本部長が必要と認める場合	が指名する者
1号非常配備	ア 相当規模の災害が発生した場合 イ 次に掲げる警報のいずれかが発表され、相当規模の災害の発生のおそれがあると認められる場合 (ウ) 気象特別警報 (イ) 高潮特別警報 (ウ) 波浪特別警報 ウ 大津波警報が発表された場合 エ 県から原子力緊急事態の発生に関する通知があり、かつ、原子力緊急事態宣言（原子力災害対策特別措置法第15条第2項に定めるものをいう。以下同じ。）に掲げる緊急事態応急対策を実施すべき区域に隣接県の区域が含まれる場合 オ その他、本部長が必要と認める場合	ア 係長相当職以上のすべての職員 イ その他部課長が指名する者
2号非常配備	ア 大災害が発生した場合において、本部のすべての組織及び機能を挙げて災害応急対策を講じる必要があると認められる場合 イ 市内で震度6弱以上を観測する地震が発生した場合 ウ 原子力緊急事態宣言に掲げる緊急事態応急対策を実施すべき区域に市域が含まれる場合又は市域が含まれることが想定されるとき エ その他、本部長が必要と認める場合	全職員

(2) 組織

○ 災害対策本部の組織は、次のとおりである。



ア 本部員会議

- 本部員会議は、災害応急対策の総合的な方針を決定するとともに、各部において実施する災害応急対策の連絡、調整を行う。

イ 部

- 部は、災害対策本部における災害活動組織として、本部員会議の決定した方針に基づき、災害応急対策の実施に当たる。
- 災害対策本部には、本部長の命令の伝達、各部間の連絡調整及び情報収集を行うため、各部長が当該部内の職員のうちから指名する本部連絡員を置く。

ウ 緊急初動特別班

- 夜間、休日等の勤務時間外における災害発生時において、災害対策本部の活動体制が整うまでの間の初動体制を確立するため、災害対策本部に緊急初動特別班を設置する。
- 緊急初動特別班の班長、副班長及び班員は、総務部長が指名する。
- 緊急初動特別班は、総務部長直属の組織とし、災害対策本部の活動体制が整うまでの初動組織として活動する。
- 緊急初動特別班員は、災害対策本部から配備指令があった場合又は災害対策本部2号非常配備に係る設置基準に該当する事態が発生したと認識した場合は、直ちに所定の参集場所に参集し、担当業務を遂行する。
- 総務部長は、災害対策本部の体制が整い、緊急初動特別班が所期の目的を達成したと認める場合は、これを解散し、所属先に身分を移管する。

エ 現地災害対策本部

- 現地災害対策本部は、大規模な災害が発生し、災害応急対策を実施するため、本部長が必要と認めたときに設置し、災害地にあつて災害対策本部の事務の一部を行う組織として、災害情報の収集、現地作業班等の指揮監督並びに県その他の関係機関との連絡調整を行う。
- 現地災害対策本部は、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員で構成し、本部長が副本部長、本部員その他の職員のうちから指名する。

オ 本部支援室

- 災害対策本部における各部の総合調整、防災関係機関との連絡調整等を行い、本部長を補佐し、本部の機能を円滑にするため設置する。
- 総務部長は、班長及び班員を、総務部にあつてはあらかじめ総務部の職員のうちから、総務部以外の部にあつては関係部長等と協議して、当該部等内の職員のうちから指名する。

カ 調査班

- 調査班は、本部長が必要と認めるときに設置し、災害現場における被害状況並びに必要な支援内容等を調査し、本部長に報告する。
- 班長、副班長及び班員は、総務部長が関係部長と協議の上、指名する。

キ 現地作業班

- 現地作業班は、本部長が災害現地における応急対策活動上必要があると認めるときに設置し、救護の実施、感染症予防の指導その他の災害応急対策の実施又は指導に当

たる。

- 班長、副班長及び班員は、所管の部長が指名する。

(3) 部の構成及び分掌事務等

- 災害対策本部の部及び班の構成並びに各部及び班の分掌事務は、久慈市災害対策本部規程に定めるところによる。この場合において、同規程が改正されたときは、この計画が修正されるまでの間は、この計画の定めは、同規程の改正内容により修正されたものとみなす。

【災害対策本部規程 久慈市地域防災計画 資料編3-1-3】

- 部内各班の班員の配置は、当該部の部長が定める。
- 災害対策本部の各部及び班の分掌事務は、久慈市災害対策本部規程別表第3に定めるところによる。この場合において、同規程が改正されたときは、この計画が修正されるまでの間は、この計画の定めは、同規程の改正内容により修正されたものとみなす。
- 緊急初動特別班の構成及び分掌事務は、久慈市災害対策本部規程別表第4に定めるところによる。この場合において、同規程が改正されたときは、この計画が修正されるまでの間は、この計画の定めは、同規程の改正内容により修正されたものとみなす。
- 各部長は、平常時から所管する事務について、あらかじめ活動マニュアルを作成するなど、迅速かつ円滑な災害応急対策の実施方法を定め、当該活動マニュアルに基づいて訓練を行うなど、災害時の分掌業務を遂行するために必要な準備を行う。

	区分	活動項目
災害発生前	1 事前の情報収集、連絡調整	(1) 気象状況の把握及び分析 (2) 気象予報・警報等の迅速な伝達 (3) 盛岡地方気象台、県北広域振興局、市町村その他防災関係機関との連絡、配備体制及び予防対策の事前打合せ及び警戒体制の強化
	2 災害対策用資機材の点検整備	(1) 災害対策用物資及び機材の点検整備 (2) 医薬品及び医療資機材の点検整備 (3) 感染症予防用薬剤及び感染症予防用資機材の点検整備
	3 避難対策	避難指示等の発令の検討及び避難誘導の準備
	4 活動体制の整備	(1) 本部員となる部長等による対策会議の設置 (2) 医療救護班の活動開始準備
	5 活動体制の徹底	(1) 本部の配備体制及び職員の配備指令の徹底 (2) 報道機関に対する本部設置の発表 (3) 県北広域振興局に対する本部設置の報告 (4) 防災関係機関に対する本部設置の通知 (5) 災害応急対策用車両等の確保 (6) 各部の配備状況の把握 (7) 各部に対する被害速報の収集報告の指令（人的及び住家被害情報の優先）

	区分	活動項目
災害発生後	1 情報連絡活動	(1) 被害情報の迅速、的確な把握 (2) 被害速報の集計及び報告 (3) 災害情報の整理 (4) 災害情報の各部及び防災関係機関への伝達 (5) 気象情報の把握及び伝達 (6) 警察署等との災害情報の照合
	2 本部員会議の開催	(1) 災害の規模及び動向の把握 (2) 災害情報及び現地報告に基づく災害応急対策の検討 (3) 自衛隊災害派遣要請 (4) 災害救助法の適用 (5) 災害応急対策の調整 (6) 配備体制の変更 (7) 現地災害対策本部の設置並びに調査班及び現地作業班の派遣 (8) 本部長指令の通知
	3 災害広報	(1) 災害情報及び災害応急対策の報道機関への発表 (2) 災害写真、災害ビデオ等の撮影、災害情報等の広報資料の収集
	4 避難及び救出対策等	(1) 避難指示等の発令及び避難誘導 (2) 被災者の救出救護 (3) 通行規制の実施 (4) 避難指示等の放送要請 (5) 避難状況の把握 (6) 指定避難所の設置・運営
	5 自衛隊災害派遣要請	(1) 孤立地帯の偵察及び救援 (2) 被災者の捜索、救助 (3) 給食給水活動
	6 県及び他の市町村に対する応援要請	(1) 被災者の捜索、救助要請 (2) 食料、生活必需品及び災害応急対策用資機材の調達及びあっせん要請 (3) 災害応急対策活動要員の派遣要請
	7 防災ボランティア活動対策	(1) 防災ボランティア活動のニーズの把握 (2) 防災ボランティアの受付・登録 (3) 防災ボランティア活動の調整 (4) 防災ボランティアの受入体制の整備
	8 災害救助法適用対策	(1) 被害状況の把握 (2) 災害救助法の適用基準該当の有無の判定 (3) 救助の種類判定 (4) 災害救助法実施計画の策定 (5) 災害救助法に基づく救助の実施
	9 現地災害対策本部の設置並びに調査班及び作業班の派遣	(1) 編成指示 (2) 編成 (3) 派遣
	10 機動力及び輸送	(1) 災害応急対策用車両等の確保

区分	活動項目
力の確保	(2) 道路、橋りょう等の被害状況の把握 (3) 道路上の障害物の除去 (4) 道路交通の確保 (5) 港湾施設等の被害状況の把握 (6) 海上輸送の確保 (7) ヘリポート施設の被害状況の把握 (8) 航空輸送の確保
11 医療・保健対策	(1) 応急医療・保健活動の実施 (2) 医薬品、医療用資機材の調達及びあっせん要請
12 食料、生活必需品等物資の応急対策	(1) 食料の調達あっせん (2) 被服、寝具その他の生活必需品等物資の調達あっせん
13 給水対策	(1) 水源の確保及び給水の実施 (2) 応急給水用資機材の確保
14 防疫対策	(1) 防疫活動の実施 (2) 食品衛生活動の実施 (3) 防疫用資機材の調達及びあっせん要請
15 農林水産応急対策	(1) 農林水産被害の把握 (2) 病虫害防除の実施 (3) 家畜防疫の実施 (4) 技術指導の実施 (5) 動物用医薬品・医療用資機材の調達及びあっせん要請
16 土木応急対策	(1) 土木関係被害の把握 (2) 道路交通応急対策の実施 (3) 下水道応急対策の実施 (4) 直営工事応急対策の実施 (5) 浸水対策の実施 (6) 地すべり等危険地域における被害防止対策の徹底
17 被災者見舞対策	(1) 被災者（死亡、行方不明者及び全壊家屋）見舞のための職員派遣 (2) 被災者（死亡、行方不明者及び全壊家屋）への見舞金等の措置
18 被災者に対する生活確保対策	(1) 物価の値上がり防止対策 (2) 被災者の住宅対策 (3) 世帯更生資金対策 (4) 農林水産復旧対策 (5) 租税及び学校授業料等の減免並びに奨学金の貸与 (6) 商工業復旧対策 (7) 公共土木施設関係復旧対策 (8) 見舞金及び義援金品の受入及び酒配付

(4) 廃止基準

- 本部長は、次の場合に災害対策本部を廃止する。
 - ア 災害が発生するおそれがなくなると認められるとき。
 - イ おおむね災害応急対策が終了したと認められるとき。

4 市職員の動員配備体制

(1) 配備体制

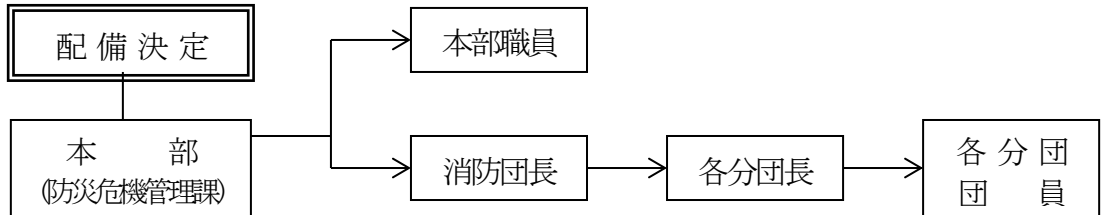
- 災害警戒本部及び災害対策本部の配備体制は、次のとおりである。

配備体制		配備職員の範囲
災害警戒本部		防災危機管理課員及び本部長が指名する職員
災害 対策 本部	1号警戒配備	ア 本部長が指名する本部員 イ その他部課長が指名する者
	2号警戒配備	ア すべての課長、室長及び公の施設等の長並びに防災及び庶務担当係長 イ その他部課長が指名する者
	1号非常配備	ア 係長相当職以上のすべての職員 イ その他部課長が指名する者
	2号非常配備	全職員

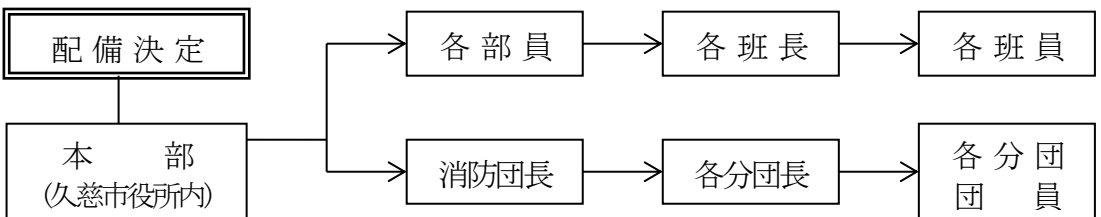
(2) 動員の系統

- 動員は、次の系統によって通知する。

ア 災害警戒本部



イ 災害対策本部



(3) 動員方法

- 配備指令の伝達は、次の方法で行う。

区分	伝達方法
勤務時間内	庁内放送、防災行政無線、電話、職員招集装置等
勤務時間外	防災行政無線、携帯電話、電話、職員招集装置等

- 各部長及び班長は、勤務時間外における職員の動員を迅速かつ円滑に行うため、次の事項を定める。

- | |
|---------------------|
| ア 配備指令の系統及び順位 |
| イ 職員ごとの参集方法及び所要時間 |
| ウ 所属公署に参集できない場合の参集先 |
| エ その他必要な事項 |

(4) 自主参集

- 各配備体制の対象となる職員は、夜間、休日等の勤務時間外において、配備基準に該当する災害の発生又は気象警報等が発表されたことを覚知したときは、配備指令を待たずに、直ちに所属公署に参集する。

(5) 所属公署に参集できない場合の対応

- 職員は、夜間、休日等の勤務時間外に災害が発生した場合において、やむを得ない事情により、所属公署に参集できないときは、所属公署の長に連絡の上、原則として、本庁又は最寄りの支所、市民センターその他の市の公署に参集する。
- 参集した職員は、参集先の公署の長に対して到着の報告を行い、直ちに、その指示に従い必要な業務に従事する。
- 到着の報告を受けた参集先の公署の長は、その参集状況を取りまとめの上、速やかに関係各部長に報告する。
- 参集先の公署の長は、その後の事情によって、所属以外の職員を所属公署へ移動することが可能と判断した場合は、当該職員の所属長と調整の上、当該職員の移動を命ずる。

5 防災関係機関の活動体制

- (1) 防災関係機関は、市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、法令、防災業務計画、県計画及びこの計画の定めるところにより、その所管する災害応急対策を実施する。
- (2) 防災関係機関は、所管する災害応急対策を実施するため、必要な組織を整備する。
- (3) 防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、後発災害にも対処できる体制を構築する。
- (4) 災害応急対策の実施に当たっては、県本部及び市本部との連携を図る。
- (5) 防災関係機関等は、災害応急対策が実施される現場において、現地関係機関の活動を円滑に推進するため、必要に応じ、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関相互の連絡調整を図る。
- (6) 防災関係機関は、その活動に当たって、職員の安全確保に十分に配慮するとともに、こころのケア対策に努めるものとし、必要に応じ、国等に対し、精神科医等の派遣を要請する。

別表2-2 台風等風水害時タイムライン

<台風等風水害時の対応について>

	気象・水位 情報	警戒 レベル	久 慈 市			住民行動
			第一階層	第二階層	第三階層	
台風発生・北上 (5~4日前)			○情報の収集	○気象・防災情報の収集	・台風情報 ・その他気象情報	・テレビ、ラジオ等により気象情報確認
			○事前の点検	○災害危険箇所の確認 ○防災資機材の確認(水防資機材、土のう等)		
台風の接近 (4~3日前)	(台風直撃型)	警戒レベル1	○情報の収集	○気象・防災情報の収集	・台風情報 ・その他気象情報	・テレビ、ラジオ等により気象情報確認 ・ハザードマップにより、指定避難所、避難ルートの確認 ・市からの注意喚起情報確認(自主防組織、民生委員等) ・地域内の要支援者の状況確認 ・自主防災組織資機材等の確認
			○市内での行動確認(行動方針・行動確認・行動共有など)			
			○事前の点検	○市内公共施設の確認	・本庁舎・各支所 ・保育園、小、中学校 ・指定避難所 ・福祉避難所	
				○河川管理施設の確認	・水門・排水ポンプ等	
		○避難行動要支援者への早期準備	・要支援者名簿の用意 ・名簿に記載のない要支援者の確認 ・現状の要支援者名簿の作成 ・名簿の作成状況の集約			
台風の接近 (-72h)			○情報の収集	○気象庁の詳細情報収集(進路、雨量等に関する情報)		
				○気象・防災情報の収集	・台風・その他気象情報 ・河川水位情報	
			○市民への注意喚起	○防災行政無線、市HP、自動着信メール、自主防災会、災害時要配慮者関係施設等(気象情報確認、ハザードマップ・避難ルート確認)		
			○消防団への注意喚起	○危険箇所確認、水防資機材確認等		
台風の接近 (-48h)	降雨開始		○情報の収集	○盛岡地方気象台から詳細情報入手		・テレビ、ラジオ等により気象情報の確認 ・インターネット等により降雨状況、河川情報の確認 ・交通機関の運行情報等の収集 ・非常用持出品の準備・確認 ・家族、親戚等と今後の対応確認
				○気象・防災情報の収集	・台風・その他気象情報 ・河川水位情報	
			○市内での行動確認(行動方針・行動確認・行動共有、職員配置体制、対応窓口確認など)			
			○公共施設の休所の準備	○今後の対応伝達	・保育園の保護者 ・小、中学生の保護者	
				○施設閉鎖の可能性伝達		
			○交通手段の運休の準備	○交通の運休の調整	・鉄道、路線バス、市民バス	
				○交通の運休の可能性伝達	・鉄道、路線バス、市民バス	
			○道路通行規制の準備	○資機材の点検・用意	・土のう、通行止めバリケード	
				○要員の調整	・直営、委託	
	○リエゾン派遣の準備	○リエゾンの派遣調整、受け入れ準備	・受け入れスペース ・必要資機材、パソコン			
	○指定避難所開設の準備	○担当者の調整	・指定避難場所担当職員 ・解錠担当者			

	気象・水位 情報	警戒 レベル	久 慈 市			住民行動
			第一階層	第二階層	第三階層	
			○避難所開設箇所の検討	○資機材の用意	・暖房・燃料 ・毛布・日用品、電灯 ・食料等	
			○福祉避難所開設の準備	○受け入れの準備	・福祉施設、医療施設	
				○資機材の用意	・ベッド・寝具、食料、医薬品	
			○避難行動要支援者の避難準備	○避難支援者の調整 ○避難車両の準備 ○避難の準備状況の集約		
台風の接近 (-24h)	大雨注意報・洪水注意報発表 強風注意報発表	警戒 レベル2	○台風進路に伴う対応検討	○今後の対応状況検討 ○対策本部の設置検討 ○各課の防災準備業務対応		<ul style="list-style-type: none"> ・市からの防災情報確認 ・テレビ、ラジオ、インターネット等からの気象情報、河川水位情報、避難情報等確認 ・自主避難準備開始
			○情報の収集	○気象・防災情報の収集	・台風・その他気象情報 ・河川水位情報 ・他市町村の避難情報	
			○盛岡地方気象台	○台風に関する説明会		
			○風水害対策支援チーム	○風水害対策支援チームを招集、助言内容等の検討 ○検査結果を岩手県から久慈市に助言		
台風最接近 (-24h~0h)	大雨警報(浸水害)・洪水警報発表 暴風警報発表	警戒 レベル2	○災害警戒本部設置	○職員の参集(総務部長、防災危機管理課、総務課)、その他関係課 ○今後の対応内容確認 ○「高齢者等避難」の発令時期検討・判断 ○避難所開設箇所・時期の判断 ○施設の閉鎖時期・市民バスの運休・通行規制等検討・判断		
			○情報の収集	○気象・防災情報の収集 ○道路冠水情報収集 ○タクシー、路線バス等から道路情報収集	・台風・その他気象情報 ・河川水位情報 ・道路の冠水状況等 ・他市町村の避難情報	
			○市民へ警報発表周知	○防災行政無線、市HP、自動着信メール、自主防災会、災害時要配慮者関係施設等 ○洪水時避難想定区域、開設予定の指定避難所周知 検討(気象情報確認、ハザードマップ・避難ルート確認)		
	水防団待機水位到達		○消防団(水防団)待機	○水防資機材の整備・点検 ○水門等開閉準備及び幹部の出動		
			○市民への警戒呼びかけ	○各種伝達手段により、「水防団待機水位到達」を周知		
			○岩手県	○岩手県から、水防団待機水位到達が通知		
			氾濫注意水位到達	○災害警戒本部会議	○災害対策本部設置検討(職員の参集1号警戒配備) ○災害対策本部支援室設置準備 ○今後の対応内容確認 ○気象情報の収集、河川水位情報の収集、県・盛岡地方気象台等との協議 ○「高齢者等避難」の発令時期検討・判断 ○避難所開設箇所・時期の判断 ○施設の閉鎖・市民バスの運休・通行規制等の判断 ○報道対応	
○消防団(水防団)出動	○消防団警戒活動、水門閉鎖					

	気象・水位情報	警戒レベル	久 慈 市			住民行動
			第一階層	第二階層	第三階層	
			○市民への警戒呼びかけ	○各種伝達手段により、「氾濫注意水位到達」、「高齢者等避難」発令の可能性を周知 ○テレビ等による気象情報確認、浸水想定区域内の避難準備、開設予定の指定避難所周知		
			○避難所の開設準備	○災害警戒本部で検討された避難所開設箇所について、施設管理者に開設予定であることを伝達、開設の準備を行う ○避難所対応職員の招集 ○食料や水の輸送準備		
			○岩手県	○岩手県から、氾濫注意水位到達が通知		
	避難判断水位到達 大雨警報（土砂災害）発表	警戒レベル3	○災害対策本部会議	○災害対策本部設置（1号警戒配備又は2号警戒配備） ○災害対策本部支援室設置 ○「高齢者等避難」発令・市民への避難開始呼びかけ ○「高齢者等避難」発令と同時に避難所を開設 ○気象情報、河川水位、土砂災害危険度情報の収集 ○道路状況・避難所状況・浸水状況等の情報収集 ○被災状況周知 ○報道対応		・市からの避難情報受信 ・要配慮者避難開始 ・避難の準備（要配慮者以外）
			○市民へ避難開始の呼びかけ	○各伝達手段により「高齢者等避難」の発令を周知 ○福祉施設等へ通知		
			○避難所の開設・運営	○避難者への説明（現状、今後の見込み） ○食料や水の配布 ○避難状況の集約		
			○岩手県	○ホットラインによる避難判断水位超過のおそれがあることを伝達 ○岩手県から、避難判断水位到達が通知		
	土砂災害警戒情報発表	警戒レベル4	○災害対策本部会議	○土砂災害危険地区に「避難指示」発令・避難所開設 ○土砂災害危険地域の拡大を見込み、今後の対応を検討 ○関係機関と連絡、情報共有		・市からの避難情報受信 ・避難開始
			○市民への避難呼びかけ	○土砂災害危険地区に「避難指示」の発令を周知 ○防災行政無線、防災メール配信、消防団警戒広報、行政連絡区長等へ連絡 ○関係機関と連絡、情報共有		
	氾濫危険水位到達		○災害対策本部会議	○氾濫危険地区に「避難指示」発令・市民への避難呼びかけ ○避難所の増設検討・実施 ○被害状況の収集（道路・通行規制、建物被害、けが人、インフラ被害） ○自衛隊等派遣要請の時期検討・判断 ○報道対応		
			○市民へ避難の呼びかけ	○各伝達手段により「避難指示」の発令を周知		
			○岩手県	○岩手県から、氾濫危険水位到達が通知		

	気象・水位 情報	警戒 レベル	久 慈 市			住民行動
			第一階層	第二階層	第三階層	
	堤防天端高 到達のおそ れがある場 合		○災害対策本部会 議	○「緊急安全確保」発令の検討・市民への避難呼び かけ・誘導 ○避難所の増設検討・実施 ○被害状況の収集（道路・通行規制、建物被害、け が人、インフラ被害） ○自衛隊の派遣要請 ○報道対応 ○支援対応の準備（ボランティアセンター、救援物 資受け入れ） ○「避難指示等」の発令対象地域が適切であるか適 宜再検討を行う		・市からの避難 情報受信 ・避難行動拡大 及び全員避難
	堤防天端高 到達	警戒 レベル5	○市民への警戒呼 びかけ	○「緊急安全確保」発令・各伝達手段により市民へ の周知		・市からの避難 情報受信 ・命を守る行動 をとる
	大雨特別警 報発表		○盛岡地方気象台	○ホットラインにより大雨特別警報の発表を伝達 ○記録的な大雨に関する岩手県気象情報発表 ○大雨特別警報発表に関する記者会見		
			○災害対策本部会 議	○気象情報の収集、河川水位情報の収集、県・盛岡 地方気象台等との協議 ○リエゾン派遣要請		
			○市民への警戒呼 びかけ	○特別警報周知、浸水想定区域内の避難周知		
	土砂災害・ 氾濫発生		○災害発生の周知	○「緊急安全確保」発令・市民への周知		
			○災害対策本部会 議	○被害状況の収集（災害発生現場、道路・通行規制 状況、建物被害、けが人、インフラ被害） ○消防救助隊、自衛隊派遣要請 ○今後の状況の検討 ○報道対応 ○河川管理者（県北広域振興局土木部）へ報告		
台風通過後 （災害対応）	浸水被害・ 土砂災害被 害		○応急対応の実施	○断水地区への給水対応、漏水箇所の確認、道路啓 開作業の実施	・市からの説明 による危険回 避判断、避難 終了	
		○救助・救護の実 施	○消防救助隊、自衛隊による救助活動			
		○避難所の運営	○避難者への説明（現状、今後の見込み） ○食料や水の配布 ○避難状況の集約			
		○排水対策の実施	○ポンプ車等のマネジメント ○排水作業の実施 ○排水状況の集約			
		○災害対策委本部 会議	○緊急安全確保・「避難指示等」の解除の検討・解 除 ○今後の状況の検討			

※気象・水象情報に関する発表のタイミングは異なる場合がある。また、災害の状況によっては上記によらず必要な防災行動をとる必要がある。

別表2-3 久慈市消防団組織図



定員

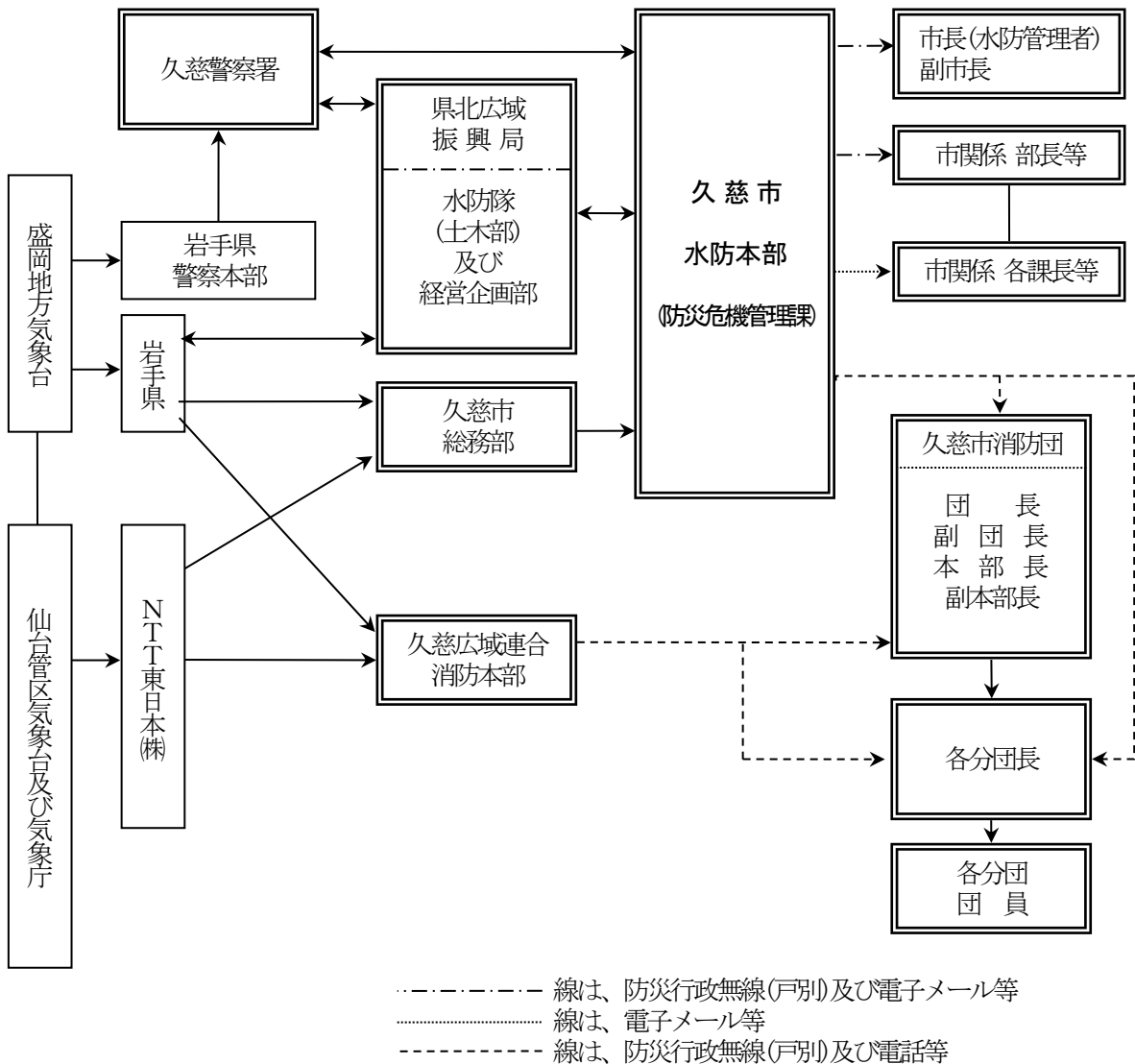
役職	団本部									分団					合計
	団長	副団長	本部長	副本部長	分団長	副分団長	本部付部長	本部付班長	団員	分団長	副分団長	部長	班長	団員	
定員	1	7	1	2	8	3	7	6	13	20	31	40	115	486	740

別表2-4 水防担当区域

河川名	左右岸別	区域	担当分団
久慈川	左岸	大川目町山口 ～ 田中	第6分団
		大川目町田中 ～ 中の橋	第12分団
		中の橋 ～ 鉄道橋	第1分団
		鉄道橋 ～ 湊町	第2分団
	上川井 ～ 中川井	第13分団	
	右岸	大川目町砂子 ～ 大成橋	第6分団
		大成橋 ～ 中の橋	第1分団
中の橋 ～ 川崎町		第11分団	
長内川	左岸	小久慈町白山 ～ 新築町	第5分団
		新築町 ～ 川崎町	第11分団
		滝地区	第10分団
	右岸	小久慈町釜淵 ～ 新築町向	第5分団
		新築町向 ～ 久慈川河口	第3分団
		下戸鎖地区	第10分団
夏井川	左岸	夏井町蟹屋敷 ～ 閉伊口	第7分団
	右岸	夏井町切屋田 ～ 夏井川鉄橋	第7分団
		夏井川鉄橋 ～ 久慈川	第2分団
谷地中川	左岸	宇部町山田 ～ 樋ノ口橋	第4分団
右岸			
宇部川	左岸	宇部町和野 ～ 樋ノ口橋	第4分団
	右岸	宇部町和野 ～ 田子沢下	
鳥谷川	左岸	夏井町鳥谷 ～ 閉伊口	第7分団
右岸			
女沢川	左岸	大宮橋 ～ 上夏井橋	第7分団
右岸			
田子の沢川	左岸	日吉地区	第5分団
右岸			
沢里川	左岸	沢里橋 ～ 久慈川合流点	第12分団
	右岸		
田沢川	左岸	枝成沢 ～ 田中橋	第12分団
	右岸		
	左岸	田中橋 ～ 落合	
	右岸		
玉の脇川	左岸	長内町玉の脇地区	第3分団
	右岸		
小屋畑川	左岸	長内川落合 ～ 熊ノ沢落合	第3分団
右岸			
大沢田川	左岸	小久慈町長内川落合 ～ 小久慈町大沢田橋	第5分団
	右岸		
沢川	左岸	新中の橋久慈川落合門前 ～ 門前橋	第2分団

河川名	左右岸別	区域	担当分団
	右岸	新中の橋久慈川落合門前 ～ 門前橋	第12分団
田子内川	左岸	大宮橋 ～ 古川橋	第6分団
	右岸		
遠別川	左岸	中清水 ～ 二又川合流点	第14分団
川又川	左岸	山形町小国地区	第15分団
	右岸		
日野沢川	左岸	山形町荷軽部地区	第17分団
	右岸		
二又川	左岸	山形町関地区	第14分団
	右岸		

別表2-5 執務時間外連絡系統図



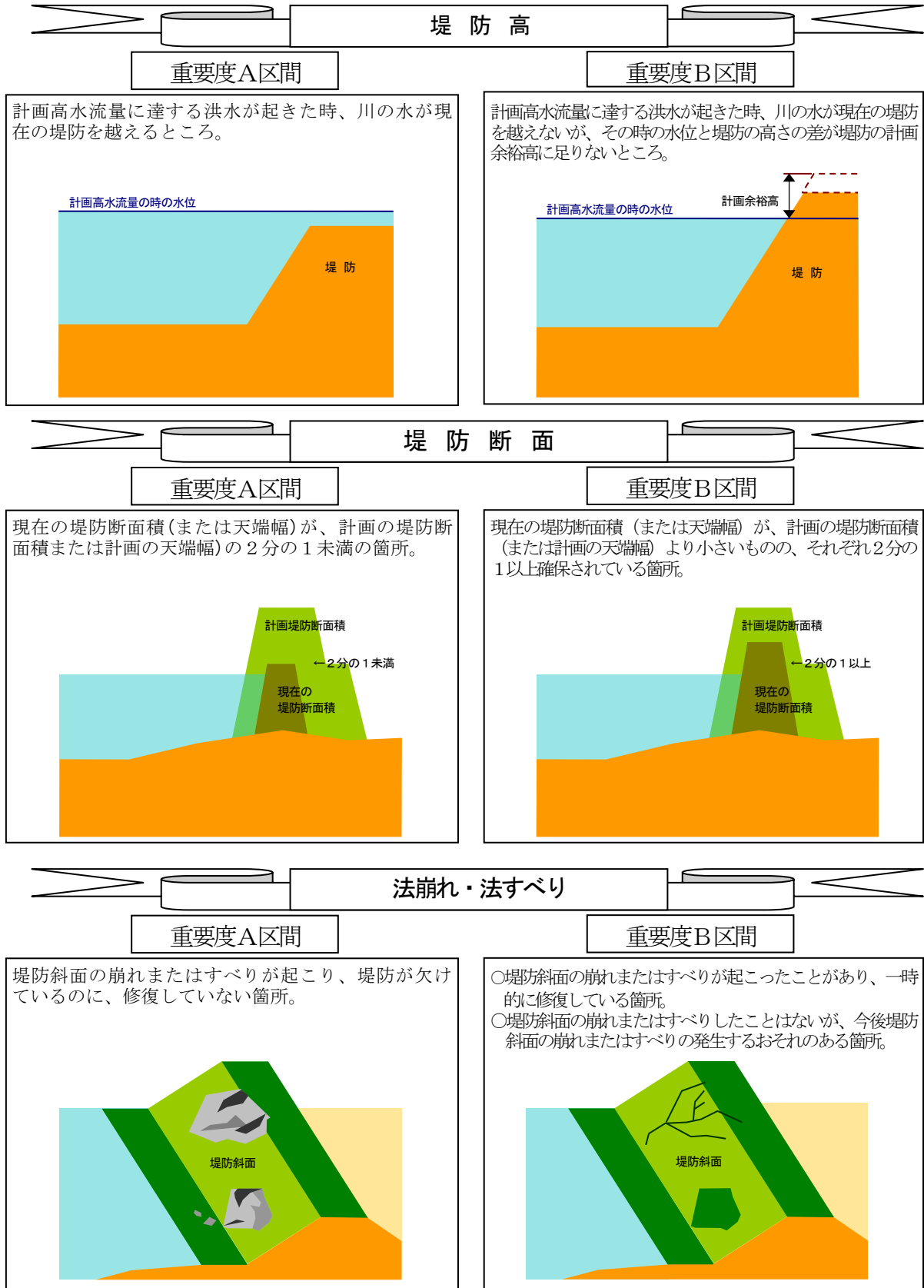
関係公署等電話番号一覧

公署名	電話番号	久慈市 固定短縮番号	備考
県北広域振興局水防隊(土木部)	53-4990	#1082	河川港湾課 河川砂防チーム、 港湾海岸チーム
県北広域振興局経営企画部	53-4981	#1073	
岩手県水防本部(県土整備部河川課)	019-629-5901		河川海岸担当
久慈警察署	53-0110	#1091	
久慈広域連合消防本部・久慈消防署	53-0119		
久慈市役所	52-2111		
久慈市役所山形総合支所	72-2111	#1200	
久慈市水防本部(総務部防災危機管理課)	52-2111(代表)		内線561、562
	52-2173(直通)		

別表3-1 重要水防箇所評定基準（県管理）

洪水に際して危険が予想され、水防活動において重点的に巡視警戒が必要な場所を「重要水防箇所」という。

その重要度によって「重要度A区間」「重要度B区間」「要注意区間」の3つのランクに分けられる。

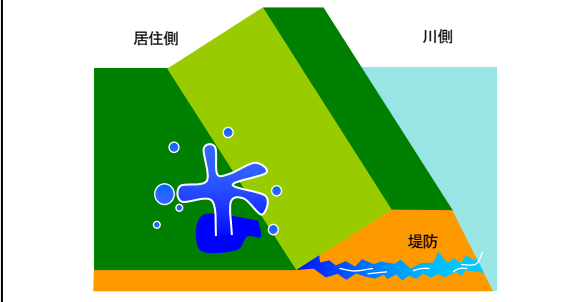


漏水

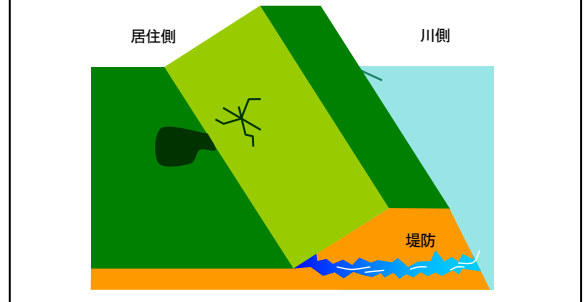
重要度A区間

重要度B区間

洪水時に川の水が、堤防にしみ込んで、堤防の居住側から吹き出したことがあり、まだ対策していない箇所。



○以前漏水したことがあり、一時的に対策した箇所。
○今まで漏水したことはないが、今後、漏水が発生するおそれがある箇所。

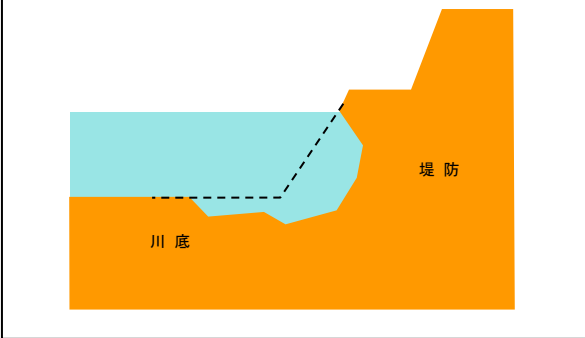


水衝・深掘れ

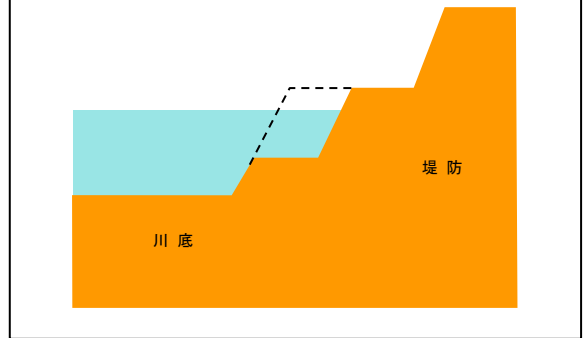
重要度A区間

重要度B区間

水衝部にある川岸や、川底が川の流れによって、深く削られている箇所。



水衝部にある川岸や、川底が川の流れによって削られている箇所。

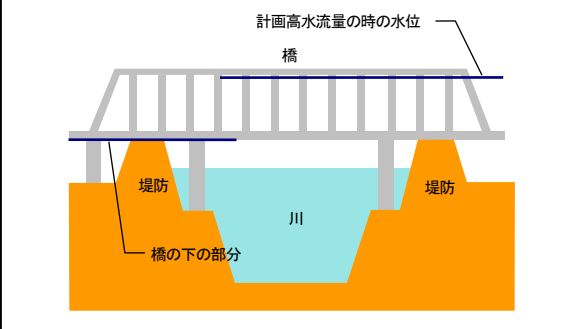


工作物

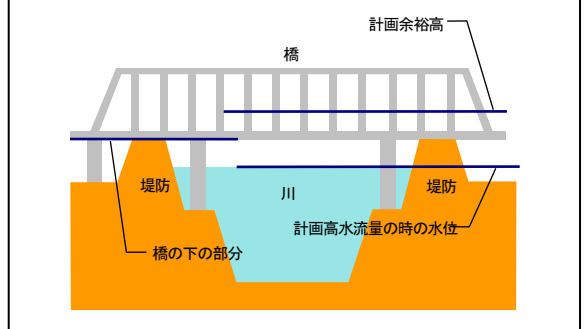
重要度A区間

重要度B区間

橋など川を横切る工作物の下部分が、計画高水流量の時の水位以下となる箇所。



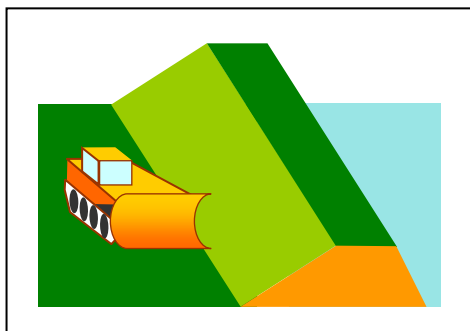
橋やその他の河川横断工作物の下部分と、計画高水流量の時の水位との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。



要 注 意 区 間

工事施工

出水期間中に堤防を開削する工事箇所等は、仮締切により、安全性は確保されるものであるが、あくまでも仮設であることにより「要注意区間」とする。

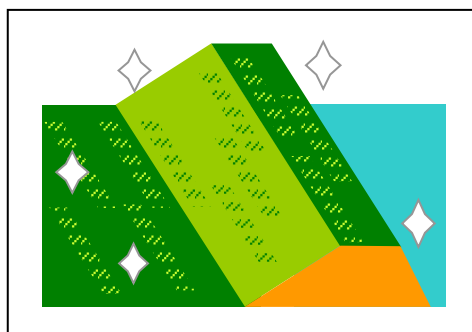


新堤防・破堤跡・旧川跡

新堤防の箇所は、上下流側の堤防あるいは基礎地盤とのなじみ及び出水期の経験による機能の確保等のために築造後3年以内は「要注意区間」とする。

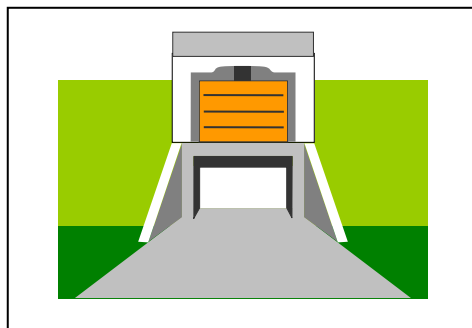
破堤跡または旧川跡の箇所は地質的に脆弱である場合が多いと考えられることにより、その履歴を残すために所要の施策を施工した後も「要注意区間」とする。

なお、破堤跡とは、主として漏水により破堤した箇所をいうものとし、堤防上端を水があふれたために生じた破堤は含まないものとする。



陸 閘

陸閘については、改修計画に位置づけられたものであっても、全て「要注意区間」とする。



参考：平成18年10月16日付け国河治第97号 重要水防箇所基準(案)の改正について

別表3-2 重要水防箇所

(1) 河川別調書 ※上段()書は、同一箇所では評価が他の種別と重複している延長である。

河川名	重要水防箇所									重要度A区間中の無堤箇所	
	重要度A区間			重要度B区間			要注意区間			箇所	延長(m)
	堤防		工作物	堤防		工作物	新堤防・旧河川		工事施行・破堤跡・陸閘		
箇所	延長(m)	箇所	箇所	延長(m)	箇所	箇所	延長(m)	箇所			
久慈川	1	200	1	6	15,400					1	200
夏井川	1	600		1	250						
長内川	3	1,300		2	4,400					2	600
玉の脇川	2	400									
小屋畑川	(2) 2	(3,000) 3,000									
遠別川	1	3,000								1	3,000
川又川	2	1,400								2	1,400
日野沢川	2	1,950									
二又川	2	550								2	550

(2) 箇所別調書 ※上段()書は、同一箇所では評価が他の種別と重複している延長である。

河川名	地区名及び左右岸の別	管理区分	評価種別及び図面番号	本年度評価						対策水防工法
				堤防		工作物		新堤防・旧河川(m)	工事施行・破堤跡・陸閘(箇所)	
				A(m)	B(m)	A(箇所)	B(箇所)			
久慈川	湊～中の橋(左)	県	堤防高久1		2,300		1			
	中の橋～大成橋(左)	県	堤防高久2		1,900					
	落合～中の橋(右)	県	堤防高久3		1,300					
	中の橋～大成橋(右)	県	堤防高久4		1,900					
	大成橋～山口(右)	県	堤防高久5		4,000					
	上川井～中川井(左)	県	堤防高無堤久6	200						
	大成橋～山口(左)	県	堤防高久7		4,000					
久慈川計				200	15,400		1			
夏井川	閉伊口(左)	県	水衝洗掘久1		250					木流し工
	野中(左)	県	堤防高久2	600						
夏井川計				600	250					
長内川	諏訪下～長内橋(右)	県	堤防高久1		2,700					
	長内橋～新街橋(右)	県	堤防高久2	700						
	落合～新街橋(左)	県	堤防高久3		1,700					
	滝	県	堤防高	300						

河川名	地区名及び 左右岸の別	管理 区分	本年度評価						対策水 防工法	
			評価種別 及び 図面番号	堤防		工作物		新堤防・旧 河川 (m)		工事施行 ・破堤跡 ・陸閘 (箇所)
				A (m)	B (m)	A (箇所)	B (箇所)			
	(左)		無堤 久4							
	下戸鎖 (右)	県	堤防高 無堤 久5	300						
	長内川計			1,300	4,400					
玉の脇 川	玉の脇 (左)	県	堤防高 久1	200					積土のう 工	
	玉の脇 (右)	県	堤防高 久2	200					積土のう 工	
	玉の脇川計			400						
小屋畑 川	長内川落合～ 熊の沢落合 (左)	県	堤防高 久1	1,500					積土のう 工	
	長内川落合～ 熊の沢落合 (左)	県	水衝洗掘 久2	(1,500)					木流し工	
	長内川落合～ 熊の沢落合 (右)	県	堤防高 久3	1,500					積土のう 工	
	長内川落合～ 熊の沢落合 (右)	県	水衝洗掘 久4	(1,500)					木流し工	
	小屋畑川計			(3,000) 3,000						
遠別川	中清水～ 二又川合流点 (左)	県	堤防高 無堤 久1	3,000						
	遠別川計			3,000						
川又川	小国 (左)	県	堤防高 無堤 久1	600						
	小国 (右)	県	堤防高 無堤 久2	800						
	川又川計			1,400						
日野沢 川	荷軽部 (左)	県	堤防高 久1	450						
	荷軽部 (右)	県	堤防高 久2	1,500						
	日野沢川計			1,950						
二又川	関 (左)	県	堤防高 無堤 久1	200						
	関 (右)	県	堤防高 無堤 久2	350						
	二又川計			550						

別表3-3 高潮警戒区域

地区名	担当分団	備考
湊町地区	第2分団第1部	
諏訪下地区	第3分団第2部	久慈港諏訪下地区海岸水門の操作については管理担当分団による(別表7-3)
玉の脇～大尻	第3分団第3部	
半崎地区	第7分団第2部	
桑畑～横沼	第8分団第1部	
横沼～麦生	第8分団第3部	
小袖地区	第9分団第1部	
久喜地区	第9分団第2部	

別表 4-1 予報及び警報

1 気象台が発表する注意報及び警報等

水防活動の利用に適合する(水防活動用)注意報及び警報の種類及び概要は次のとおりであり、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。

なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	概要
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される
水防活動用 津波警報	津波警報	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	津波特別警報 (大津波警報の名称で発表)	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される
水防活動用 高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される
水防活動用 洪水警報	洪水警報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するため発表される
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される

(浸水害に関する大雨注意報・警報発表基準)

・大雨注意報

一次細分区域	二次細分区域	市町村等をまとめた地域	表面雨量指数基準
沿岸北部	久慈市	久慈地域	6

・大雨警報(浸水害)

一次細分区域	二次細分区域	市町村等をまとめた地域	表面雨量指数基準
沿岸北部	久慈市	久慈地域	8

【備考】

- ・ 基準における「・・・以上」の「以上」は省略した。
- ・ 表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- ・ 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1km四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
- ・ 表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。

(洪水注意報・警報発表基準)

・ 洪水注意報

一次細分 区域	二次細分 区域	市町村等を まとめた地域	流域雨量指数基準	複合基準 (表面雨量指数、流域雨量指数)
沿岸北部	久慈市	久慈地域	瀬月内川流域=6.3 安堵城沢流域=1.9 久慈川流域=21.4 夏井川流域=8.3 長内川流域=22.6 茅森川流域=5.3 日野沢川流域=4 遠別川流域=11.3 小屋畑川流域=6 川又川流域=11.3 葛形沢流域=10 南畑沢流域=7.6 二又川流域=5.5 宇部川流域=7.7 谷地中川流域=6.1 鳥谷川流域=6.3	瀬月内川流域=(5, 5) 安堵城沢流域=(5, 1.5) 久慈川流域=(5, 17.9) 夏井川流域=(5, 8.3) 長内川流域=(5, 20.6) 茅森川流域=(5, 5.3) 日野沢川流域=(5, 4) 遠別川流域=(5, 9) 小屋畑川流域=(5, 6) 川又川流域=(5, 11.1) 葛形沢流域=(5, 8) 南畑沢流域=(5, 6.1) 二又川流域=(5, 4.4) 宇部川流域=(5, 7.7) 谷地中川流域=(5, 6.1) 鳥谷川流域=(5, 6.3)

・ 洪水警報

一次細分 区域	二次細分 区域	市町村を まとめた地域	流域雨量指数基準	複合基準 (表面雨量指数、流域雨量指数)
沿岸北部	久慈市	久慈地域	瀬月内川流域=7.9 安堵城沢流域=2.4 久慈川流域=42.8 夏井川流域=14 長内川流域=28.3 茅森川流域=6.7 日野沢川流域=5.1 遠別川流域=14.2 小屋畑川流域=7.5 川又川流域=14.2 葛形沢流域=12.5 南畑沢流域=9.5 二又川流域=6.9 宇部川流域=9.7 谷地中川流域=7.7 鳥谷川流域=7.9	久慈川流域=(5, 39.1) 夏井川流域=(5, 14) 長内川流域=(5, 22.9) 小屋畑川流域=(5, 6.7) 宇部川流域=(5, 8.7) 鳥谷川流域=(5, 7.1)

【備考】

- ・ 「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数10.5以上」を意味する。
- ・ 流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。
- ・ 複合基準は、主要な河川における代表地点の(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を示している

・流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。

(大雨・洪水警報等を補足する情報)

気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、大雨警報(浸水害)の危険度分布、洪水警報の危険度分布および流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。

種類	概要
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	<p>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫): 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤): 高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄): ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫): 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤): 高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄): ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	<p>河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度(大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度)の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測(解析雨量及び降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新してい</p>

	る。
--	----

(高潮注意報・警報発表基準)

・高潮注意報

一次細分区域	二次細分区域	市町村等をまとめた地域	潮位
沿岸北部	久慈市	久慈地域	0.9m

・高潮警報

一次細分区域	二次細分区域	市町村等をまとめた地域	潮位
沿岸北部	久慈市	久慈地域	1.3m

【備考】

- ・ 基準における「…以上」の「以上」は省略した。
- ・ 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表し、「標高」の基準面として東京湾平均海面(TP)を用いる。

(大雨・高潮特別警報発表基準)

現象	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合

(注)過去の災害事例に照らして、指数(表面雨量指数、流域雨量指数)、台風の中心気圧等に関する客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて発表を判断する。

【大雨特別警報(浸水害)の指標】

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域毎に設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨(1時間に概ね30mm以上の雨)がさらに降り続けると予想される市町村等に大雨特別警報(浸水害)を発表する。

- ①表面雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね30個以上まとまって出現。
- ②流域雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね20個以上まとまって出現。

(大津波警報・津波警報・津波注意報)

- ・ 気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報(以下これらを「津波警報等」という)を津波予報区単位で発表する。
- ・ 津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。
- ・ 予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想さ

れる津波の高さも数値で発表する。

(ア)津波警報等の種類と発表される津波の高さ等(津波予報区:岩手県)

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)		
		5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

※大津波警報を特別警報に位置付けている。

(注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(イ)津波警報等の留意事項等

- 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。
- 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市町村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。
- 大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

(津波情報)

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻

や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻(注1)や予想される津波の高さ(発表内容は「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」の表に記載)を発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(注2)
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(注3)

(注1) この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

(注2) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

- ・障害等により津波の観測ができなくなっている観測点については「欠測」と発表します。

(注3) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内容
大津波警報	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(注) 沿岸から距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

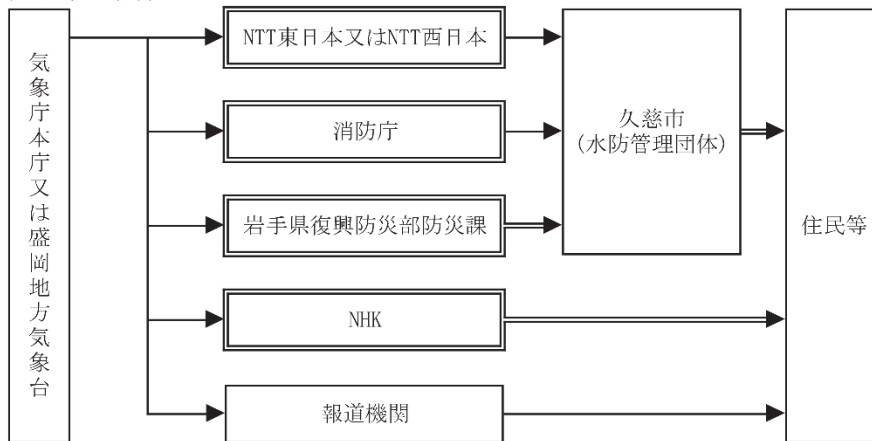
(津波予報)

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っ ての作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表

2 警報等の伝達経路及び手段

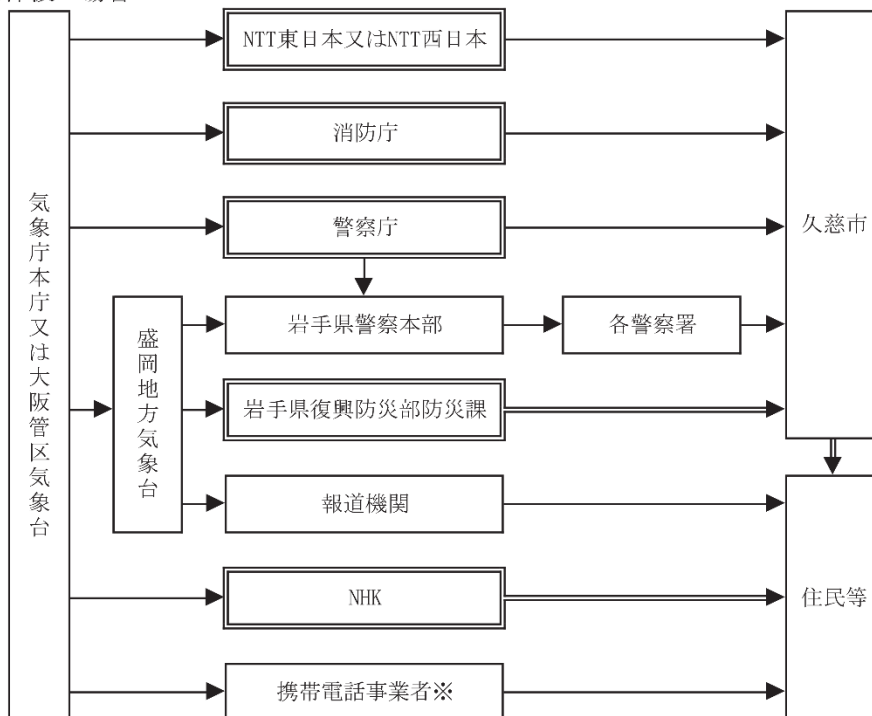
①洪水等の場合



(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。

(注) 二重線の経路は、気象業務法第15条及び第15条の2によって、警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。

②津波の場合



(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。

(注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

別表4-2 岩手県知事が行う水防警報

1 区域

	河川名	水防警報名	観測所名	区域
①	久慈川	久慈川	八日町	左岸) 久慈市大川目町第11地割56番18地先 (岩井川合流点) から河口まで
			生出町	右岸) 久慈市大川目町第11地割57番3地先 (岩井川合流点) から河口まで
③	久慈川	久慈川	山形	左岸) 久慈市山形御川井第14地割2番地先 (沢繋橋) から久慈市山形御川井第11地割38番18地崎 (日野沢合流点) まで 右岸) 久慈市山形御川井第13地割67番1地先 (沢繋橋) から久慈市山形御川井第4地割48番12地崎 (日野沢合流点) まで
④	長内川	長内川	長内橋	左岸) 久慈市小久慈町第15地割10番4地先 (小久慈橋) から久慈川合流点まで 右岸) 久慈市小久慈町第60地割31番4地先 (小久慈橋) から久慈川合流点まで
⑤	夏井川	夏井川	夏井	左岸) 久慈市夏井町夏井第3地割5番1地先 (生平橋) から久慈川合流点まで 右岸) 久慈市夏井町夏井第3地割1番5地先 (生平橋) から久慈川合流点まで
⑥	宇部川	宇部川(上流)	宇部	左岸) 久慈市宇部町第3地割8番1地先 (県管理区間上流端) から久慈市宇部町第11地割79番1地先 (石渡橋) まで 右岸) 久慈市宇部町第3地割23番2地先 (県管理区間上流端) から久慈市宇部町第12地割62番4地先 (石渡橋) まで

2 警報発表水位等

	零点高 標高 (m)	水防警報河川		水位周知河川		待機 (m) (※1)	準備 (m) (※2)	出動 (m) (※3)	解除	情報
		水防団待機水位(通報水位) (m)	氾濫注意水位(警戒水位) (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (m)					
①	1.2	1.3	1.9	-	-	1.3	1.6	1.9	水防活動の必要がなくならないとき	水防活動に必要があるとき
②	6.673	1.6	2.3	3.1	3.4	1.6	2.0	2.3		
③	265.97	0.7	1.2	1.8	2.2	0.7	0.8	1.2		
④	1.45	2.9	3.5	3.6	4.0	2.9	3.1	3.5		
⑤	4.7	1.4	1.9	1.9	2.2	1.4	1.6	1.9		
⑥	19.71	1.2	1.7	1.8	2.0	1.2	1.5	1.7		

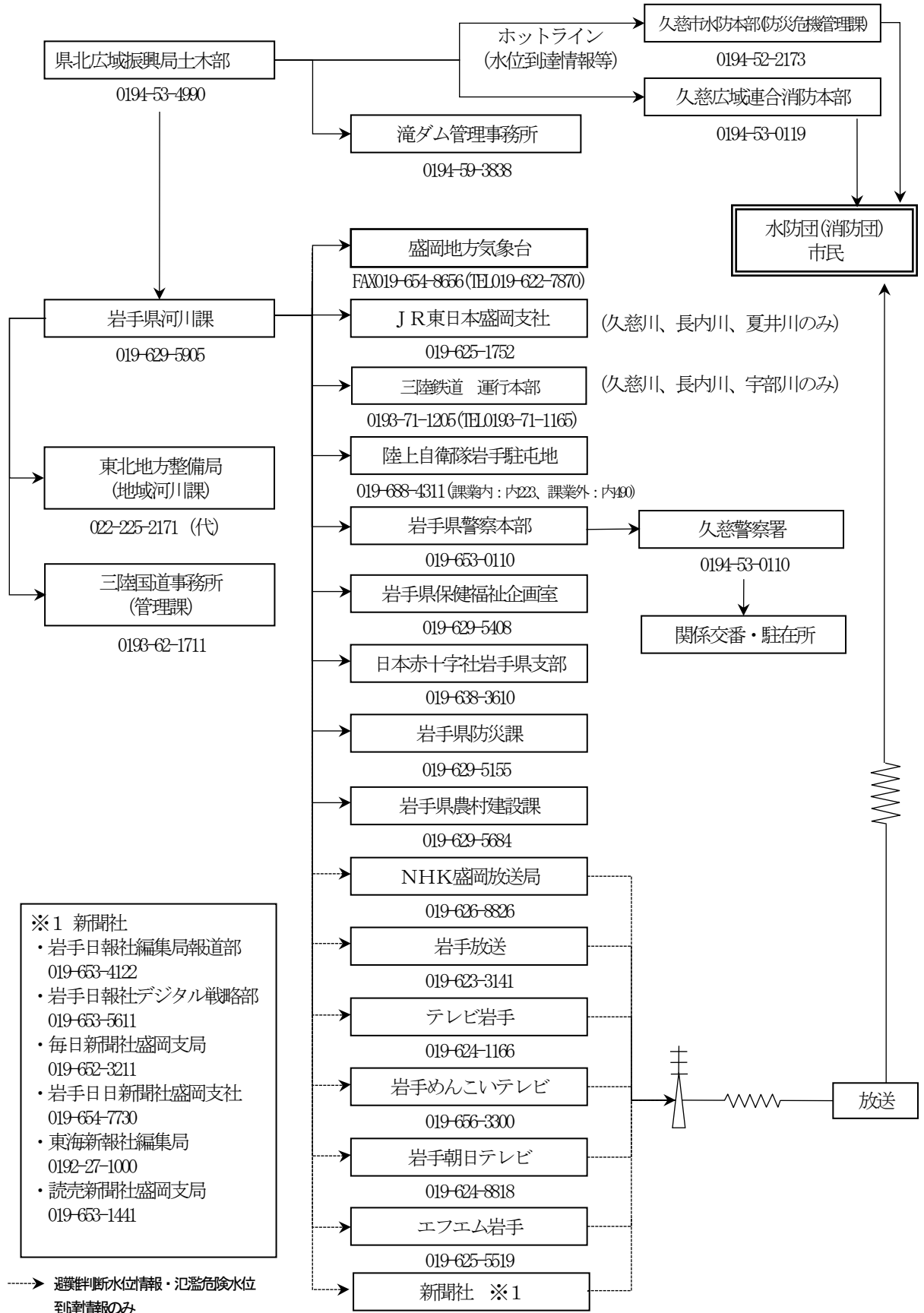
(※1)以下の水位に達し、なお上昇のおそれがあり待機の必要があると認められたとき。

(※2)以下の水位に達し、なお上昇のおそれがあり準備の必要があると認められたとき。

(※3)以下の水位に達し、なお上昇のおそれがあり出動の必要があると認められたとき。

別表4-3 岩手県知事が行う水防警報 伝達系統図

(久慈川(上流)、久慈川(下流)、長内川、夏井川、宇部川(上流)、宇部川(下流)、大野川 水防警報・避難判断水位・氾濫危険水位到達情報)



別表5-1 雨量、水位の観測箇所

(令和8年1月1日現在)

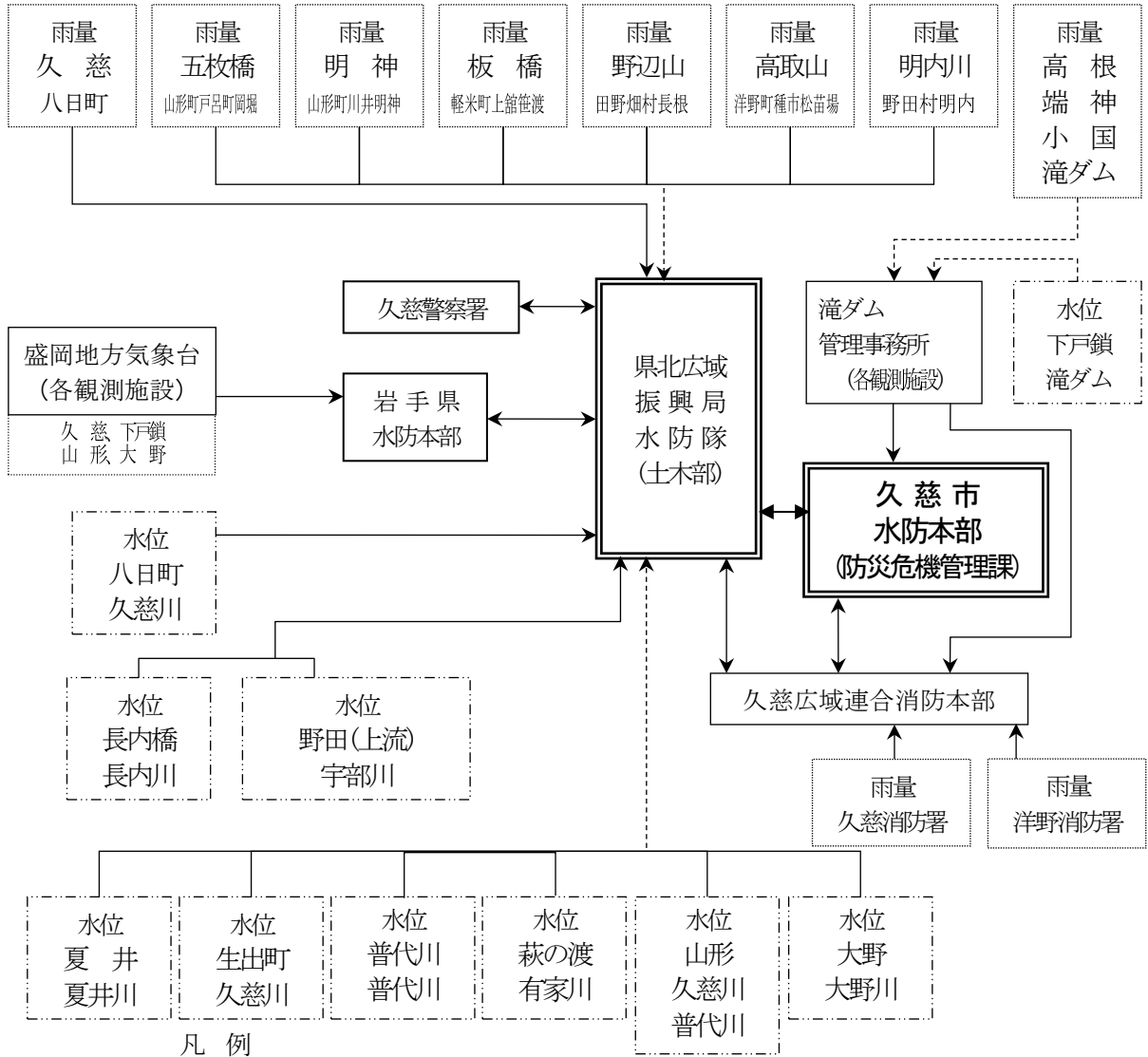
1 雨量観測箇所

設置機関	観測所名	設置場所	所在地	標高 (m)	既往最大日降水量		観測方式	備考
					値 (mm)	観測年月日		
気象庁	久慈		小久慈町第24地割	13	224	1982.5.21	アメダス	
	山形		山形町川井	290	243	1999.10.28	アメダス	
	下戸鎖		山根町下戸鎖	232	316	1999.10.28	アメダス	
岩手県 (県北広域振興局土木部)	久慈	県北広域振興局	八日町1丁目1番地	-	276	S41.10.13	テレメータ	通、公
	五枚橋	五枚橋峠	山形町戸呂町1-66-1	500	-	-	テレメータ	通、公
	明神		山形町川井17-23-61	560	-	-	テレメータ	通、公
岩手県 (県北広域振興局土木部滝ダム管理事務所)	高根		山根町深田14-38-2	335	265	H11.10.28	テレメータ	通、公
	端神		山根町端神3-41-5	355	316	H12.7.8	テレメータ	通、公
	小国		山形町小国12-129-2	447	202	H11.10.28	テレメータ	通、公
	滝ダム	滝ダム	小久慈町1-35-23	180	229	H12.7.8	テレメータ	通、公
久慈広域連合 消防本部	久慈	久慈消防署	長内町29-21-1	12	236	H21.10.8		
	山形	久慈消防署 山形分署	山形町川井8-31	7				

2 水位観測箇所 (水位観測施設)

設置機関	河川名	観測所名	設置場所	水位計 機位 (m)	河床注意 水位 (m)	避難断 水位 (m)	河床危険 水位 (m)	量標0点 高(仰高) (m)	既往最大水位		備考
									水位 (m)	起因年月 日	
岩手県 (県北広域振興局土木部)	久慈川	八日町	八日町	1.3	1.9	-	-	1.20	5.66	H28.8.30	通、公
	久慈川	生出町	大川目町2-18-12	1.6	2.3	3.1	3.4	6.673	4.84	H28.8.30	通、公
	久慈川	山形	山形町川井第8地割	-	-	-	-	267.8	-	-	通、公
	長内川	長内橋	長内町	2.9	3.5	3.6	4.0	1.45	5.10	H28.8.30	通、公
	夏井川	夏井	夏井町大崎8-18	1.4	1.9	1.9	2.2	4.70	3.78	R1.10.13	通、公
	宇部川	宇部	宇部町8-12	1.2	1.7	1.8	2.0	-	-	-	通、公
	日野沢川	日野沢川	山形町日野沢	-	-	-	-	-	-	-	
岩手県 (県北広域振興局土木部滝ダム管理事務所)	長内川	下戸鎖	山根町下戸鎖6-105-1	-	-	-	-	-	-	-	公
	長内川	滝ダム	小久慈町1-35-23	-	-	-	-	-	-	-	公

別表5-2 雨量、水位観測所及び関係機関の連絡系統図



雨量観測所	水位観測所	テレメーター	電話等有線
雨量 久慈 八日町	水位 八日町 久慈川	-----	-----

観測施設設置機関等 関係公署電話番号一覧

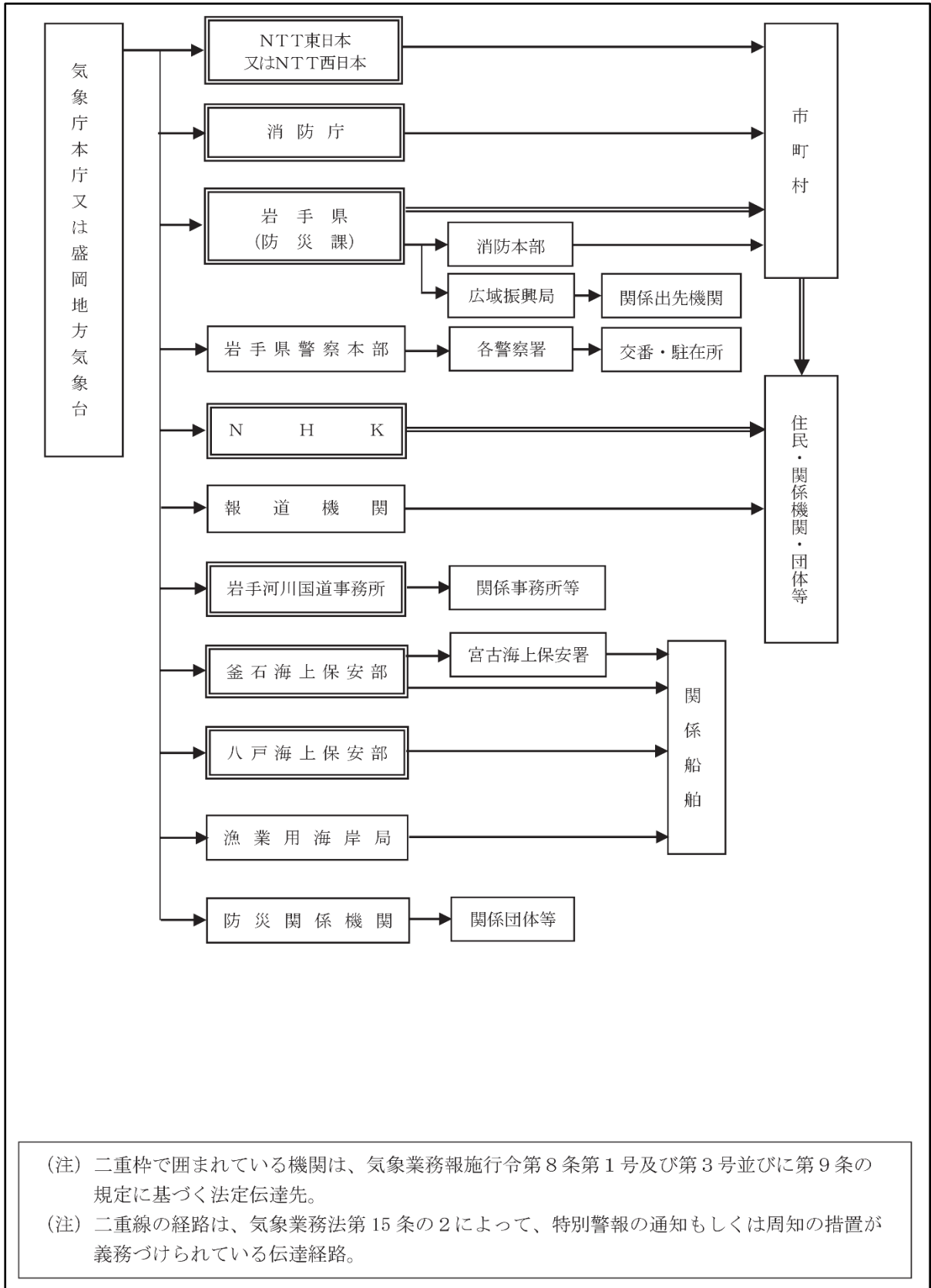
公署名	電話番号	久慈市固定短縮番号	備考
県北広域振興局水防隊(土木部)	53-4990	#1082	河川港湾課 河川砂防チーム、港湾海岸チーム
滝ダム管理事務所	59-3838	#1089	
岩手県水防本部(県土整備部河川課)	019-629-5901		河川海岸担当
久慈警察署	53-0110	#1091	
久慈広域連合消防本部・久慈消防署	53-0119		
久慈市役所	52-2111		
久慈市役所山形総合支所	72-2111	#1200	
久慈市水防本部(総務部防災危機管理課)	52-2111(代表) 52-2173(直通)		内線561、562

別表5-3 危機管理型水位計による水位の観測箇所(岩手県管理分)

(令和7年1月1日現在)

水系	河川	観測所名	所在地
宇部川	谷地中川	こだま橋	宇部町第18地割
	宇部川	町裏橋	宇部町和野
玉の脇川	玉の脇川	結の橋	長内町
久慈川	久慈川	止滝橋(上流側)	
	鳥谷川	鳥谷2号橋	夏井町鳥谷
	長内川	滝水位観測所上流左岸	大川目町第38地割
	小屋畑川	長内小橋	長内町上長内
	川又川	日当橋	小久慈町
	沢川	小国橋	山形町小国
	田沢川	田中橋	大川目町田中
	田子内川	大宮橋	大川目町田子内
	戸呂町川	戸呂町橋	山形町戸呂町
		蛇ヶ沢橋	山形町戸呂町
	日野沢川	野場橋	山形町日野沢野場
		谷地橋	山形町荷禰部
	遠別川	類瀬橋	右岸：山形町霜畑類瀬、左岸：山形町霜畑中清水
		向渡橋	山形町霜畑
	二又川	関落合橋	山形町霜畑

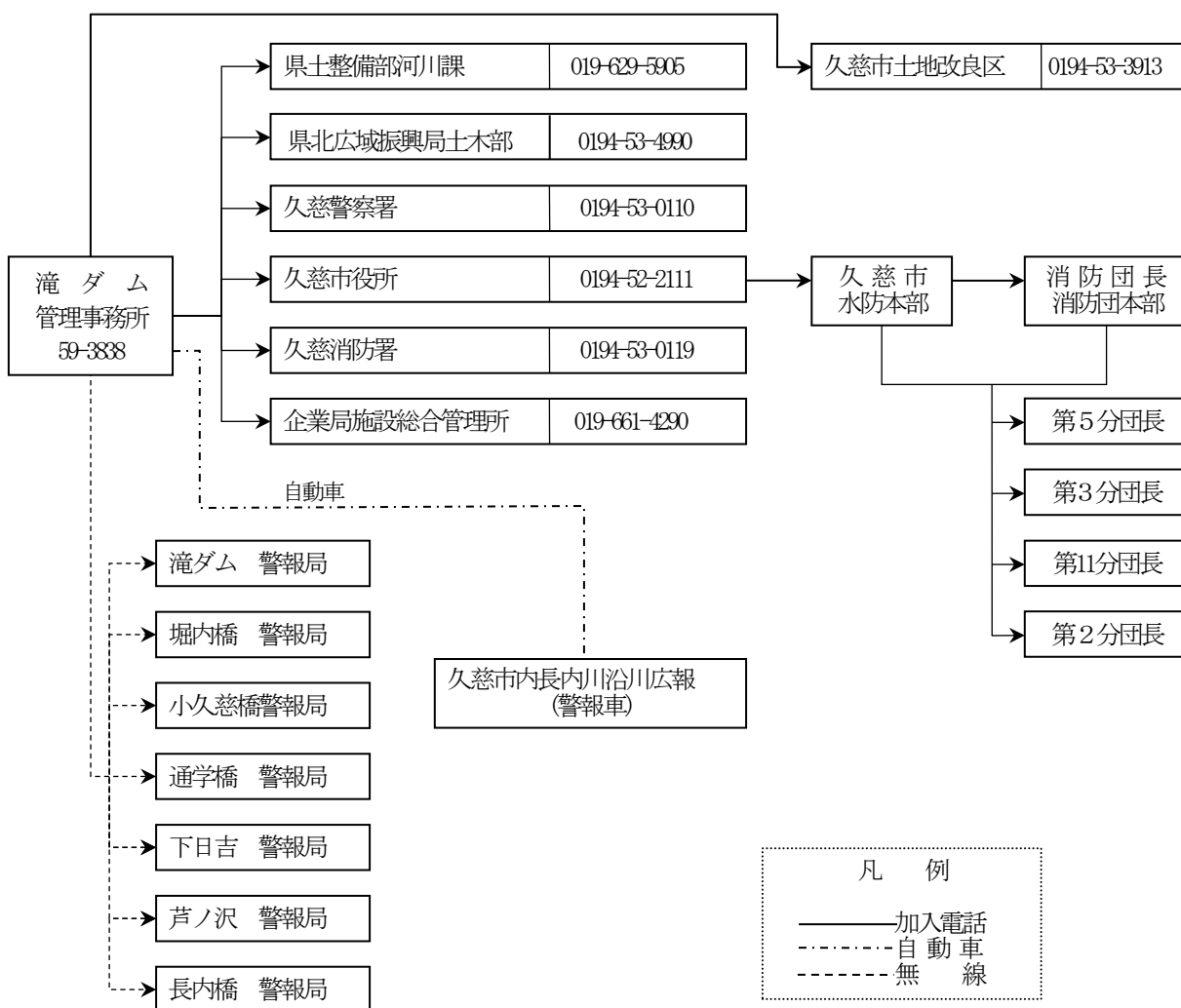
別表6-1 気象広報伝達系統図



(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務報施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。

(注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

別表 7-1 堰堤門扉連絡系統図(滝ダム)



別表7-2 河川水門一覧

河川水門 (旧久慈市分)

(令和6年1月1日現在)

No.	水門 番号	種 類	河川名	設置場所	型 式	管理担当 消防団
1	1	樋 門	久慈川	新井田前の1	スルース	2分団
2	2	樋 門	久慈川	新井田前の2	スルース	2分団
3	4	樋 門	久慈川	新中の橋	スルース	1 2分団
4	5	樋 門	久慈川	栄 町	スルース	1 2分団
5	6	樋 門	久慈川	中学校前	スルース	1 2分団
6	8	樋 門	久慈川	寺 里	スルース	1 2分団
7	9	樋 門	久慈川	寺里上	スルース	1 2分団
8	10	樋 門	久慈川	畑田前	スルース	1 2分団
9	11	樋 門	久慈川	五日市前	スルース	6分団
10	12	樋 門	久慈川	森 前	スルース	6分団
11	15	樋 管	久慈川	中の橋	フラップ	1分団
12	16	樋 管	久慈川	十八日町	フラップ	1分団
13	17	樋 管	久慈川	八日町	フラップ	1分団
14	18	樋 管	久慈川	八日町	フラップ	1分団
15	20	樋 管	久慈川	荒 町	フラップ	1分団
16	21	樋 管	久慈川	荒 町	フラップ	1分団
17	24	樋 門	久慈川	千 草	スルース	6分団
18	25	樋 管	久慈川	三日町	フラップ	6分団
19	27	樋 門	長内川	本 町	スルース	1 1分団
20	29	樋 門	長内川	田高前	スルース	1 1分団
21	30	樋 門	長内川	新築町	スルース	5分団
22	31	樋 管	長内川	前川原	フラップ	5分団
23	32	樋 管	長内川	勝田後	フラップ	3分団
24	33	樋 管	長内川	勝田後	フラップ	3分団
25	34	樋 管	長内川	野中下	フラップ	5分団
26	35	樋 管	長内川	野中上	フラップ	5分団
27	36	樋 門	長内川	田 代	スルース	5分団
28	37	樋 管	長内川	野田渡	フラップ	5分団
29	40	樋 管	夏井川	野中上	フラップ	7分団
30	41	樋 門	夏井川	稲 荷	スルース	7分団
31	44	樋 管	夏井川	生平	フラップ	7分団
32	45	樋 管	夏井川	生平	フラップ	7分団
33	46	樋 管	夏井川	小田下	フラップ	7分団
34	47	樋 管	夏井川	小田前	フラップ	7分団
35	51	樋 管	夏井川	早 坂	フラップ	7分団
36	52	樋 門	夏井川	早 坂	スルース	7分団
37	53	樋 門	夏井川	黒 沼	スルース	7分団
38	54	樋 門	夏井川	上夏井	スルース	7分団
39	55	樋 管	夏井川	上夏井	フラップ	7分団
40	57	樋 管	谷地中川	樋ノ口	フラップ	4分団
41	59	樋 管	谷地中川	樋ノ口の1	フラップ	4分団
42	60	樋 門	夏井川	大 湊	スルース	2分団

No.	水門 番号	種 類	河川名	設置場所	型 式	管理担当 消防団
43	61	樋 門	長内川	本 町	スルース	1 1分団
44	62	樋 門	久慈川	新井田	スルース	2分団
45	63	樋 門	長内川	卯道裏	スルース	3分団
46	65	樋 管	長内川	新長内	フラップ	3分団
47	67	樋 門	久慈川	三日町橋上	スルース	6分団
48	68	樋 管	長内川	新長内	フラップ	3分団
49	69	樋 門	夏井川	早 坂	スルース	7分団
50	70	樋 管	谷地中川	樋ノ口の2	フラップ	4分団
51	71	樋 管	夏井川	蕪 田	フラップ	7分団
52	75	樋 管	谷地中川	谷地中	フラップ	4分団
53	76	樋 管	谷地中川	谷地中の1	フラップ	4分団
54	77	樋 管	谷地中川	谷地中の2	フラップ	4分団
55	78	樋 管	谷地中川	谷地中の3	フラップ	4分団
56	79	樋 管	谷地中川	谷地中の4	フラップ	4分団
57	80	樋 管	谷地中川	山屋敷	フラップ	4分団
58	81	樋 管	谷地中川	山屋敷の1	フラップ	4分団
59	82	樋 管	谷地中川	山屋敷の2	フラップ	4分団
60	85	樋 門	谷地中川	川原屋敷の1	スルース	4分団
61	90	樋 管	鳥谷川	閉伊の口の1	フラップ	7分団
62	92	樋 管	鳥谷川	閉伊の口の3	フラップ	7分団
63	93	樋 管	鳥谷川	閉伊の口の4	フラップ	7分団
64	94	樋 管	鳥谷川	閉伊の口の5	フラップ	7分団
65	96	樋 管	鳥谷川	閉伊の口の7	フラップ	7分団
66	97	樋 管	鳥谷川	田中の1	フラップ	7分団
67	98	樋 管	鳥谷川	田中の2	フラップ	7分団
68	99	樋 管	鳥谷川	田中の3	フラップ	7分団
69	109	樋 管	鳥谷川	宇津目の5	フラップ	7分団
70	118	樋 管	鳥谷川	鳥谷の8	フラップ	7分団
71	119	樋 管	鳥谷川	鳥谷の9	フラップ	7分団
72	122	樋 管	久慈川	弥 藤	フラップ	1 1分団
73	124	樋 門	長内川	川 崎	スルース	1 1分団
74	125	樋 管	長内川	新街橋下の1	フラップ	3分団
75	126	樋 管	長内川	新街橋下の2	フラップ	3分団
76	127	樋 管	鳥谷川	宇津目の7	フラップ	7分団
77	131	樋 門	久慈川	元木沢	スルース	3分団
78	132	樋 門	久慈川	諏訪下	スルース	3分団
79	135	樋 管	宇部川	長 途	フラップ	4分団
80	136	樋 管	夏井川	上夏井	フラップ	7分団
81	137	樋 門	夏井川	小学校前	スルース	7分団
82	138	樋 管	宇部川	田子沢	フラップ	4分団
83	140	樋 管	宇部川	田子沢の2	フラップ	4分団
84	141	樋 管	宇部川	田子沢の3	フラップ	4分団
85	142	樋 管	宇部川	田子沢の4	フラップ	4分団
86	144	樋 管	宇部川	桜の木	フラップ	4分団
87	146	樋 管	宇部川	桜の木の2	フラップ	4分団

No.	水門 番号	種 類	河川名	設置場所	型 式	管理担当 消防団
88	147	樋 管	宇部川	桜の木の3	フラップ	4分団
89	148	樋 管	宇部川	桜の木の4	フラップ	4分団
90	149	樋 管	宇部川	日向	フラップ	4分団
91	152	樋 管	宇部川	日向の3	フラップ	4分団
92	153	樋 管	宇部川	日向の4	フラップ	4分団
93	154	樋 管	宇部川	田子沢の6	フラップ	4分団
94	157	樋 管	宇部川	宇部の2	フラップ	4分団
95	158	樋 管	宇部川	宇部の3	フラップ	4分団
96	159	樋 管	宇部川	宇部の4	フラップ	4分団
97	160	樋 門	久慈川	羽黒前	スルース	1 2分団
98	161	樋 門	長内川	白 山	スルース	5分団
99	162	樋 門	長内川	白 山	スルース	5分団
100	163	樋 管	田沢川	田中の2	フラップ	1 2分団
101	164	樋 管	田沢川	田中の3	フラップ	1 2分団
102	165	樋 管	田沢川	田中	フラップ	1 2分団
103	166	樋 管	田沢川	田中の1	フラップ	1 2分団
104	167	樋 管	田沢川	田中の2	フラップ	1 2分団
105	168	樋 管	田沢川	野場の1	フラップ	1 2分団
106	169	樋 門	田沢川	野場の2	スルース	1 2分団
107	170	樋 管	田沢川	枝成沢の1	フラップ	1 2分団
108	171	樋 門	田沢川	枝成沢の2	スルース	1 2分団
109	172	樋 管	田沢川	田中の4	フラップ	1 2分団
110	173	樋 管	田沢川	田中の5	フラップ	1 2分団
111	174	樋 管	田沢川	田中の6	フラップ	1 2分団
112	175	樋 管	田沢川	田中の7	フラップ	1 2分団
113	176	樋 門	田沢川	枝成沢	スルース	1 2分団
114	177	樋 門	夏井川	国 坂	スルース	7分団
115	180	樋 管	大沢田川	大沢田の1	フラップ	5分団
116	182	樋 門	大沢田川	大沢田の3	スルース	5分団
118	183	樋 管	大沢田川	大沢田の4	フラップ	5分団
119	186	樋 管	田沢川	羽黒前	フラップ	1 2分団
120	188	樋 管	田沢川	枝成沢	フラップ	1 2分団
121	189	樋 管	田沢川	枝成沢の1	フラップ	1 2分団
122	190	樋 管	田子内川	山口の1	フラップ	6分団
123	191	樋 管	田子内川	山口の2	フラップ	6分団
124	193	樋 管	大沢田川	大沢田の8	フラップ	5分団
125	194	樋 管	大沢田川	大沢田の9	フラップ	5分団
126	195	樋 管	大沢田川	天田内	フラップ	5分団
127	196	樋 管	大沢田川	天田内の1	フラップ	5分団
128	198	樋 管	大沢田川	天田内の3	フラップ	5分団
129	199	樋 門	久慈川	畑 田	スルース	1 2分団
130	200	樋 門	久慈川	畑 田の1	スルース	1 2分団
131	201	樋 門	長内川	新築町	スルース	5分団
132	203	樋 門	久慈川	天神堂	スルース	1 2分団
133	204	樋 門	久慈川	田 面	スルース	1 2分団

No.	水門 番号	種 類	河川名	設置場所	型 式	管理担当 消防団
134	205	樋 門	長内川	柏 木	スルース	5分団
135	207	樋 門	久慈川	生出町	スルース	6分団
136	208	樋 門	長内川	幸 町	スルース	5分団
137	211	樋 門	久慈川	栄 町	スルース	12分団
138	212	樋 門	長内川	広美町	スルース	3分団
139	213	樋 管	久慈川	八日町	フラップ	1分団
140	214	樋 管	久慈川	表 町	フラップ	11分団
141	215	樋 門	久慈川	生出町裏	スルース	6分団
142	216	樋 門	長内川	岩瀬張	スルース	5分団
143	217	樋 管	小屋畑川	広美町	フラップ	3分団

水門名	種 類	河川名	設置場所	型 式	管理担当 消防団
久慈市1	樋 門	久慈川	下幸屋裏付近	スルース	6分団
中部8号雨水幹 線1号水門	〃	長内川	新街橋上左岸	〃	11分団
田高地区雨水排 水路1号水門	〃	水路	田高	〃	11分団

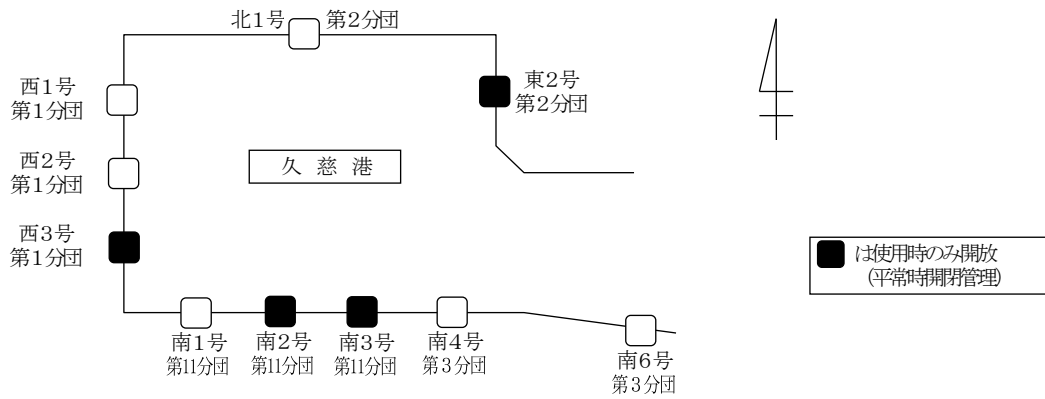
河川水門(旧山形村分)

No.	水門 番号	種 類	河川名	設置場所	型 式	管理担当 消防団
1	2	樋 門	日野沢川	日野沢	フラップ	16分団
2	9	樋 門	久慈川	岡堀	フラップ	19分団
3	10	樋 門	久慈川	岡堀の1	フラップ	19分団
4	11	樋 門	久慈川	岡堀の3	フラップ	19分団
5	12	樋 門	久慈川	岡堀の6	フラップ	19分団
6	13	樋 門	久慈川	岡堀の8	フラップ	19分団

別表7-3 海岸水門一覽

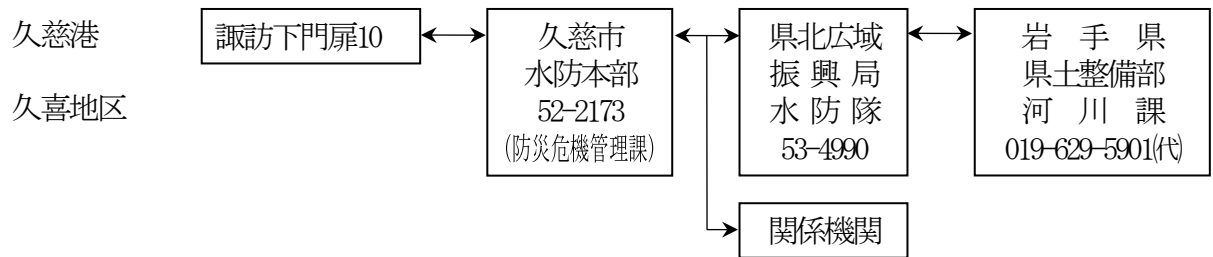
(令和6年1月1日現在)

	水門名	設置場所	開閉方法	管理担当消防団
1	北1号門扉	久慈港	遠隔(自動)	2分団
2	西1号門扉	久慈港	遠隔(自動)	1分団
3	西2号門扉	久慈港	遠隔(自動)	1分団
4	南1号門扉	久慈港	遠隔(自動)	11分団
5	南2号門扉	久慈港	遠隔(自動)	11分団
6	西3号門扉	久慈港	遠隔(自動)	1分団
7	南3号門扉	久慈港	遠隔(自動)	11分団
8	南4号門扉	久慈港	遠隔(自動)	3分団
9	南6号門扉	久慈港	遠隔(自動)	3分団
10	東2号門扉	久慈港	遠隔(自動)	2分団
11	1号樋門	久喜漁港 1号樋門	自動	9分団
12	2号樋門	久喜漁港2号樋門	自動	9分団
13	1号 通路陸閘	久喜漁港 1号通路陸閘	手動	9分団
14	2号 通路陸閘	久喜漁港 2号通路陸閘	手動	9分団
15	3号 通路陸閘	久喜漁港 3号通路陸閘	手動	9分団
16	2号陸閘	久喜漁港 2号陸閘	遠隔(自動)	9分団
17	小袖漁港 海岸水門	小袖漁港	遠隔(自動)	9分団
18	小袖漁港 陸閘扉門	小袖漁港	遠隔(自動)	9分団
19	久慈湊漁港 海岸2号樋門	湊町	自動	2分団
20	久慈湊漁港 海岸3号樋門	湊町	自動	2分団
21	久慈湊漁港 海岸4号樋門	湊町	自動	2分団
22	久慈湊漁港 海岸5号樋門	湊町	自動	2分団

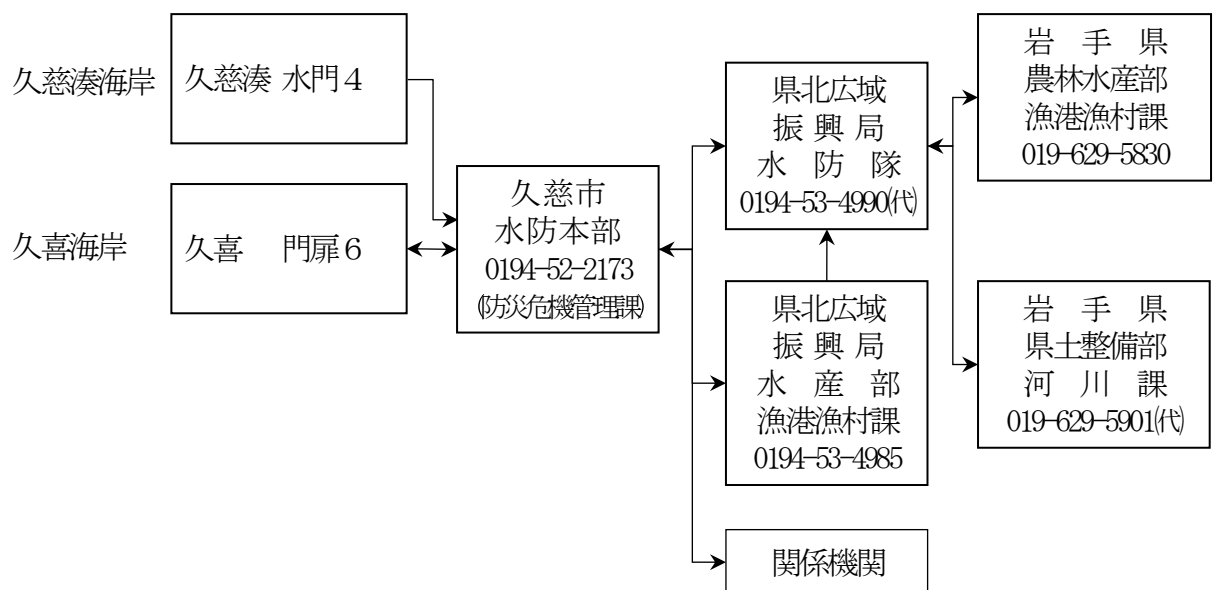


別表 7-4 高潮の際における門扉、水門等操作連絡系統図

(1) 国土交通省関係



(2) 農林水産省、水産庁関係



別表 8-1 水防関係機関電話番号一覧

機関名		電話番号		災害時優先番号 登録電話番号
名称	住所	市外 局番	電話番号	
岩手県	盛岡市内丸10番1号	019	651-3111(代)	651-3160~3174
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	滝沢市後268-433	019	688-4311(代)	688-4313
盛岡地方気象台	盛岡市山王町7-60	019	622-7868(観測予報) 622-7870(防災)	622-7870
NTT東日本㈱岩手支店	盛岡市中央通1丁目2 番2号	019	625-4411	651-4200
岩手県警察本部	盛岡市内丸8番10号	019	653-0110(代)	653-5153~5161
NHK盛岡放送局	盛岡市上田4丁目1番 3号	019	626-8826	622-1093
㈱IBC岩手放送	盛岡市志家町6番1 号	019	623-3141	651-7702
㈱テレビ岩手	盛岡市内丸2-10	019	624-9012	623-3530
㈱岩手めんこいテレビ	盛岡市本宮5丁目2-25	019	656-3303	659-2700
㈱岩手朝日テレビ	盛岡市盛岡駅西通2 丁目6番5号	019	629-2901	629-2525
㈱エフエム岩手	盛岡市内丸2-10	019	625-5514	625-5515
東北電力ネットワーク㈱ 岩手支社	盛岡市紺屋町1番25 号	019	653-2115	623-5425
県北広域振興局土木部	久慈市八日町1-1	0194	53-4990(代)	合同庁舎61-1123
滝ダム管理事務所	久慈市小久慈町1-35- 23	0194	59-3838	59-3371
久慈市役所	久慈市川崎町1-1	0194	52-2111(代)	52-2111
久慈市役所山形総合支所	久慈市山形御川井8- 30-1	0194	72-2111(代)	72-2118
野田村役場	九戸郡野田村大字野 田20-14	0194	78-2111(代)	78-3955
洋野町役場種市庁舎	九戸郡洋野町種市23- 27	0194	65-2111(代)	65-2282
洋野町役場大野庁舎	九戸郡洋野町大野8- 47-2	0194	77-2111(代)	68-1788
普代村役場	下閉伊郡普代村第9地 割字銅屋13番地2	0194	35-2111(代)	35-2116

別表9-1 水防用備蓄器具、資材一覧

(令和7年1月1日現在)

水防倉庫所在地		久慈市		県北広域振興局	合計
		久慈市田屋町 1-59	久慈市長内町 29-21-1	久慈市川崎町 2-1-17	
器 材	スコップ (丁)	190	30	65	285
	つるはし (丁)	4	—	22	26
	唐くわ (丁)	—	—	—	—
	おの (丁)	3	1	4	8
	のこぎり (丁)	—	3	1	4
	かま (丁)	3	—	10	13
	掛矢 (丁)	3	—	4	7
	とびぐち (丁)	13	—	1	14
	ナタ (丁)	—	—	11	11
	クリッパー (丁)	—	—	—	—
	ペンチ (丁)	—	—	2	2
	ハンマー (丁)	—	—	5	5
資 材	杭木 (本)	44	—	180	224
	縄、ロープ (巻)	20	—	荒縄 9	29
	ビニールシート (枚)	—	105	12	117
	筵 (枚)	60	—	—	60
	竹 (本)	—	—	—	—
	鉄線 (巻)	5(10kg/巻)	—	6	11
	土のう (袋)	—	1,000	8,000	9,000
その他	チェーンソー 1 排水用ポンプ 10 刈払機 4 竹割器 3 竹尖鎌 3 空気膨張用ゴム ボート 1 発電機 8	組立式FRPボート 1 小型ポンプ 1 ゴムボート 1	投光器 2 竹ざお 27本 ナロカテープ 4巻 松丸太 90 オレワット 1,100枚 オレワス 104m コンクリートパネ 7枚 油中和剤 30函 ハンマー(大) 7 一輪車 6 大型土のう 70袋		

別表10-1 指定緊急避難場所等一覧

(令和8年1月1日現在)

地区	久慈地区	小久慈地区	長内地区	大川目地区	夏井地区	宇部地区	侍浜地区	山根地区	山形地区	合計
箇所数	49(22)	9(6)	20(14)	11(2)	20(7)	13(6)	15	6	22	165(57)

※ ()内は、指定緊急避難場所のうち津波対応避難場所

○：利用可 ×：利用不可

番号	指定番号	指定緊急避難場所	所在地	指定緊急避難場所 (災害ごと)										指定避難所	
				地区内人口 (人)	面積 (㎡)	収容人員 (人/2㎡)	①洪水	②崖崩れ土石流及び地滑り	③高潮	④地震	⑤津波	避難所	利用可能面積 (㎡)	収容人員 (人/3.5㎡)	
1	久慈-1	立正寺	大沢9-40-10	777	4,814	2,407	○	×	—	○	○	×	—	—	
2	久慈-2	川貫公民館	川貫9-3-1	777	140	70	○	×	—	○	○	○	95.7	27	
3	久慈-3	三船十段記念館	川貫5-20-230	789	4,725	2,362	○	×	—	○	○	○	612.5	175	
4	久慈-4	秋葉館	八日町2-25	486	96	48	○ 2F	○	—	○	×	○	96.028	27	
5	久慈-5	大神宮	八日町2-73	394	99	49	○	×	—	○	×	×	—	—	
6	久慈-6	久慈地区合同庁舎	八日町1-1	394	408	202	○ 3F	○	—	○	○ 3F	×	—	—	
7	久慈-7	長福寺	中町1-41	255	3,599	1,799	○	○	—	○	○	×	—	—	
8	久慈-8	中町イベント広場	中町1-67	1,052	3,488	1,743	○	×	—	○	○	×	—	—	
9	久慈-9	巽山公園(巽山稲荷神社)	中町1-69	1,052	12,122	6,061	○	○ 神社	—	○	○	×	—	—	
10	久慈-10	風の館	中町2-5-6	452	151	76	○ 2F	×	—	○	×	○	151	43	
11	久慈-11	久慈第一ホテル	中央2-11	452	433	213	○ 3F	○	—	○	○ 4F	×	—	—	
12	久慈-12	久慈市情報交流センター (YOMUNOSU)	中央3-58	580	1,634	817	○ 2F	○	—	○	○ 屋上	○	1,236	353	
13	久慈-13	久慈市役所	川崎町1-1	253	382	190	○ 3F	○	—	○	×	×	—	—	
14	久慈-14	久慈市保健センター	川崎町11-1	410	506	253	○ 2F	○	—	○	×	○	210	60	
15	久慈-15	久慈グランドホテル	川崎町10-15	410	930	465	○ 2F	○	—	○	○ 4F	○	1,112.7	318	
16	久慈-16	久慈高等学校長内校	川崎町1-15	253	2,500	1,250	×	○	—	○	×	○	872	249	
17	久慈-17	久慈市文化会館 (パ・ポル)	川崎町17-1	253	7,556	3,778	○ 3F	○	—	○	×	○	1,848.8	528	
18	久慈-18	久慈市民体育館	新中の橋4-13-3	2,483	10,623	5,311	○ 2F	○	—	○	×	○	2,957	845	
19	久慈-19	久慈市中央市民センター	新中の橋5-28-4	742	425	212	×	○	—	○	×	○	578	165	
20	久慈-20	田屋町子供会館	田屋町1-30-4	496	250	125	×	○	—	○	×	○	75.9	22	
21	久慈-21	新井田子供会館	新井田5-17-2	688	842	421	×	○	×	○	×	○	81.1	23	
22	久慈-22	久慈奏小学校	湊町15-10-1	1,305	6,073	3,036	×	○	×	○	×	○	660	189	

○：利用可 ×：利用不可

番号	指定番号	指定緊急避難場所	所在地	指定緊急避難場所（災害ごと）									指定避難所		
				地区内人口（人）	面積（㎡）	収容人員（人/2㎡）	①洪水	②崖崩れ土石流及び地滑り	③高潮	④地震	⑤津波	避難所	利用可能面積（㎡）	収容人員（人/3.5㎡）	
23	久慈-23	金刀比羅神社	湊町13-90	895	2,970	1,485	○	×	○	○	○	×	—	—	
24	久慈-24	長寿庵	湊町13-75	895	350	175	○	×	○	○	×	×	—	—	
25	久慈-25	久慈市中央市民センター久慈湊分館	湊町19-8-1	1,146	374	187	×	○	○	○	×	○	102	29	
26	久慈-26	湊地区防災センター	湊町21-15-4	895	101	745	○	○	○	○	×	○	120	34	
27	久慈-27	湊地区避難タワー※1	湊町23-22-2	895	61	30	○	○	○	—	×	×	—	—	
28	久慈-28	久慈市総合福祉センター	旭町7-127-3	729	1,337	668	○	×	○	○	○	○	487	139	
29	久慈-29	屋内温水プール	旭町7-127-3	729	44.4	22	○	×	○	○	○	×	—	—	
30	久慈-30	旭町公民館	旭町7-73	478	50	25	○	×	—	○	×	○	106	30	
31	久慈-31	元気の泉	旭町8-100-1	729	80.325	40	○	○	○	○	×	×	—	—	
32	久慈-32	旭町・京の森公園	京の森7-19-31	487	4,342	2,171	○	×	—	○	○	×	—	—	
33	久慈-33	旧北リアス病院	門前1-151-1	1,754	7,394	3,696	○	×	—	○	○	×	—	—	
34	久慈-34	長泉寺	門前1-111	1,754	4,083	2,046	○	○	—	○	×	×	—	—	
35	久慈-35	門前子供会館	門前1-115-1	1,754	1,200	600	○	○	—	○	×	○	108.9	31	
36	久慈-36	久慈東高等学校	門前36-10	3,769	18,400	9,200	○	○	—	○	○	○	2,020	577	
37	久慈-37	天満天神社境内	天神堂35-83	1,475	1,400	699	○	×	—	○	○	×	—	—	
38	久慈-38	天神堂公民館(仮設)	天神堂36-120-4	1,475	117	58	○	×	—	○	×	○	133.3	38	
39	久慈-39	萩ヶ丘児童公園	天神堂34-35-2	1,475	1,681	840	○	○	—	○	○	×	—	—	
40	久慈-40	久慈中学校	栄町32-88-5	2,919	13,500	6,750	×	○	—	○	×	○	812.6	232	
41	久慈-41	久慈小学校	栄町31-149	2,919	9,237	4,618	○ 2F	○	—	○	×	○	888	253	
42	久慈-42	栄町市民会館	栄町32-49-2	904	70	35	×	○	—	○	×	○	70	20	
43	久慈-43	寺里公民館	寺里30-47-2	922	364	182	×	○	—	○	×	○	67.4	19	
44	久慈-44	寺里健康ひろば	寺里29-20-1他	922	2,357	1,178	○	○	—	○	○	×	—	—	
45	久慈-45	久慈高等学校	畑田26-96	1,924	31,191	15,595	○ 4F	○	—	○	○ 3F	○	1,888.6	540	
46	久慈-46	畑田保育園	寺里27-9-1	1,924	144	72	○	×	—	○	○	○	66.2	19	
47	久慈-47	畑田・沢里公民館	畑田24-52-2	1,002	100	50	○	○	—	○	○	×	—	—	

○：利用可 ×：利用不可

番号	指定番号	指定緊急避難場所	所在地	指定緊急避難場所（災害ごと）								指定避難所		
				地区内人口（人）	面積（㎡）	収容人員（人/2㎡）	①洪水	②崖崩れ土石流及び地滑り	③高潮	④地震	⑤津波	避難所	利用可能面積（㎡）	収容人員（人/3.5㎡）
48	久慈-48	羽黒山神社	畑田20-37-1	1,002	330	165	○	○	—	○	—	×	—	—
49	久慈-49	久慈市中央市民センター枝成沢分館	枝成沢18-1-2	174	2,368	1,184	○	×	—	○	—	○	636	182
50	小久慈-1	日吉町公民館	小久慈町53-56-2	884	300	150	○ 2F	○	—	○	○	○	161	46
51	小久慈-2	長内中学校	小久慈町39-2-2	785	22,900	11,450	○	○	—	○	○	○	1,339.3	333
52	小久慈-3	岩瀬長公民館	小久慈町3-49-3	774	1,584	792	○	×	—	○	—	○	158.16	45
53	小久慈-4	下日当公民館	小久慈町13-19-4	852	547	273	×	○	—	○	—	○	64.8	19
54	小久慈-5	久慈市小久慈市民センター	小久慈町21-47-14	852	2,979	1,489	○	○	—	○	○	○	676	193
55	小久慈-6	小久慈小学校	小久慈町24-51	784	8,555	4,277	○	○	—	○	○	○	616	176
56	小久慈-7	下柏木公民館	小久慈町30-47-5	784	64.8	32	○	×	—	○	○	○	64.8	19
57	小久慈-8	久慈文化財保管・展示施設	小久慈町37-32-1	1,180	9,368	4,684	○ 2F	○	—	○	×	○	332	95
58	小久慈-9	小久慈焼陶芸苑駐車場	小久慈町31-29-1他	1,180	2,036	1,018	○	○	—	○	○	×	—	—
59	長内-1	元久慈老人福祉センター	長内町9-67-2	833	1,294	647	○	×	—	○	○	×	—	—
60	長内-2	上長内公民館	長内町20-27-3	833	129	64	○ 2F	○	—	○	○	○	146	42
61	長内-3	つづじヶ丘霊園	長内町20-103-1他	833	—	657	○	○	—	○	○	×	—	—
62	長内-4	久慈市長内市民センター	長内町21-63-2	514	325	162	○ 2F	○	—	○	×	○	532.1	152
63	長内-5	いなり保育園	長内町23-27	514	579	289	×	○	—	○	×	○	579	165
64	長内-6	NT東日本久慈ビル	長内町23-40-11	1,172	675	337	×	×	×	×	○ 3F	×	—	—
65	長内-7	長内小学校	長内町25-41	1,900	10,583	5,291	×	○	×	○	×	○	834	238
66	長内-8	下長内公民館	長内町73-1	1,000	190	95	○	×	○	○	○	○	94.7	27
67	長内-9	久慈市防災センター	長内町29-21-1	413	285.4	142	○	○	○ 3F	○	×	○	285.4	82
68	長内-10	西坪公葬地	長内町43-132-174	126	2,017	1,008	○	○	○	○	○	×	—	—
69	長内-11	二子集会所	長内町44-121	126	39	19	○	○	○	○	○	○	39	11
70	長内-12	山の神社	長内町44-125	126	207	100	○	○	○	○	○	×	—	—
71	長内-13	元木沢地区防災センター	長内町35-74-9	587	840	420	○	×	○	○	×	○	120	34
72	長内-14	元木沢公民館	長内町36-12-3	587	58.3	29	○	○	×	○	×	○	58.3	17

○：利用可 ×：利用不可

番号	指定番号	指定緊急避難場所	所在地	指定緊急避難場所（災害ごと）							指定避難所			
				地区内人口（人）	面積（㎡）	収容人員（人/2㎡）	①洪水	②崖崩れ土石流及び地滑り	③高潮	④地震	⑤津波	避難所	利用可能面積（㎡）	収容人員（人/3.5㎡）
73	長内-15	諏訪神社	長内町35-98-3	1,000	1,980	990	○	○	○	○	○	×	—	—
74	長内-16	諏訪公園	長内町35-98-7	1,000	6,500	1,083	○	○	○	○	○	×	—	—
75	長内-17	ひらさわ山海公園	長内町35-123-1	1,000	6,096	3,048	○	○	○	○	○	×	—	—
76	長内-18	久慈総合運動場	長内町28-105-1	1,000	24,700	12,350	○	○	○	○	○	×	—	—
77	長内-19	久慈東高等学校長内校舎	長内町43-81-2	309	20,301	10,150	○	○	○	○	○	○	350	100
78	長内-20	大尻地区漁村センター	長内町45-135-139	293	509	254	○	×	○	○	○	○	182.3	52
79	大川目-1	ミニストップ久慈大川目店駐車場	大川目町1-114-20他	413	1,544	772	○	×	—	○	○	×	—	—
80	大川目-2	生辻町公民館	大川目町1-81	463	72.9	36	○	×	—	○	○	○	72.9	21
81	大川目-3	久慈市大川目市民センター	大川目町8-10-2	700	1,283	641	○	○	—	○	—	○	539	154
82	大川目-4	大川目中学校	大川目町13-105	762	15,228	7,614	×	○	—	○	—	○	813.9	233
83	大川目-5	大川目北部公民館	大川目町13-104-2	762	181.6	90	×	○	—	○	—	○	181.6	52
84	大川目-6	大川目小学校	大川目町14-45-1	762	5,856	2,928	○ 2F	○	—	○	—	○	708	202
85	大川目-7	山口八幡宮	大川目町13-3	762	155	77	○	×	—	○	—	×	—	—
86	大川目-8	慈光寺	大川目町22-62	336	9,917	4,958	○	○	—	○	—	×	—	—
87	大川目-9	山口地区農業技術伝承館	大川目町22-56-1	336	300	150	○	○	—	○	—	○	136	39
88	大川目-10	田中公民館	大川目町27-117-4	132	594	297	○	○	—	○	—	○	72.6	21
89	大川目-11	滝地区農業センター	大川目町36-18-5	104	87	43	○	○	—	○	—	○	87	25
90	夏井-1	夏井農村地域交流館	夏井町夏井22-90-12	145	3,300	1,650	○	×	—	○	—	○	167.8	48
91	夏井-2	くにさか公民館	夏井町夏井10-9-5	78	66	33	○	×	—	○	—	○	66	19
92	夏井-3	生平公民館	夏井町夏井4-28-1	98	104	52	○	×	—	○	—	○	64.3	18
93	夏井-4	夏井小学校	夏井町夏井3-57-1	369	3,689	1,844	○	×	—	○	—	○	606.6	173
94	夏井-5	夏井中学校	夏井町早坂3-20	369	7,000	3,500	×	×	—	○	—	○	500	160
95	夏井-6	夏井地域ふれあい館	夏井町夏井1-88-5	132	120	60	○	○	—	○	—	○	62.2	18
96	夏井-7	黒沼公民館	夏井町黒沼5-1-2	237	45	22	×	○	—	○	—	○	45	13
97	夏井-8	久慈市夏井市民センター	夏井町早坂8-1-1	386	1,800	900	×	○	—	○	○	○	383	109

○：利用可 ×：利用不可

番号	指定番号	指定緊急避難場所	所在地	指定緊急避難場所（災害ごと）									指定避難所		
				地区内人口（人）	面積（㎡）	収容人員（人/2㎡）	①洪水	②崖崩れ土石流及び地滑り	③高潮	④地震	⑤津波	避難所	利用可能面積（㎡）	収容人員（人/3.5㎡）	
98	夏井-9	大崎生活技術伝承館	夏井町大崎4-1-3	386	38.5	19	○	○	—	○	×	○	38.5	11	
99	夏井-10	ふっこう館	夏井町大崎9-28-1	424	115	745	×	○	○	○	×	○	120	34	
100	夏井-11	久慈市総合防災公園※2	夏井町大崎5-39他	1,105	39,500	19,750	○	○※2	○	○	○	×	—	—	
101	夏井-12	大湊公葬地	夏井町大崎3-51	424	337	168	○	○	○	○	×	×	—	—	
102	夏井-13	平山小学校	夏井町早坂14-51-7	527	4,208	2,104	○	○	○	○	○	○	517	148	
103	夏井-14	若宮八幡宮	夏井町鳥谷9-1-4	233	990	495	○	○	○	○	○	×	—	—	
104	夏井-15	へんのくち公民館	夏井町閉伊口7-12-7	233	53.1	26	○	×	○	○	×	○	53.1	15	
105	夏井-16	鼻館地区公葬地	夏井町閉伊口7-66-3	233	751	375	○	×	—	○	○	×	—	—	
106	夏井-17	半崎集会所	夏井町閉伊口8-85-3	275	404	202	○	×	○	○	○	○	96	27	
107	夏井-18	高砂公民館	夏井町閉伊口1-28-1	386	72.9	36	○	○	—	○	○	○	72.9	21	
108	夏井-19	鳥谷子供会館	夏井町鳥谷6-14	63	96	48	×	○	—	○	—	○	62.7	18	
109	夏井-20	富原公民館	夏井町夏井21-72-4	53	75	37	○	○	—	○	—	○	49.5	14	
110	宇部-1	久慈市宇部市民センター	宇部町15-41	870	1,217	608	○ 2F	○	—	○	○	○	402	115	
111	宇部-2	宇部小学校	宇部町15-132-8	870	8,185	1,092	○	○	—	○	○	○	583	167	
112	宇部-3	宇部保育園	宇部町15-118	651	1,217	608	○	○	—	○	—	○	402	115	
113	宇部-4	宇部中学校	宇部町16-133-13	839	12,240	6,120	○	○	—	○	—	○	709	203	
114	宇部-5	久慈市宇部マレットゴルフ場	宇部町17-158-1	86	84.2	421	○	○	—	○	○	○	84.2	24	
115	宇部-6	和野公民館	宇部町14-20-3	155	39.6	19	○	○	—	○	—	○	39.6	11	
116	宇部-7	川原屋敷地区農村センター	宇部町18-36-2	282	241	120	○	○	—	○	○	○	116.2	33	
117	宇部-8	久喜地区防災センター（久喜保育園）	宇部町20-146-1(20-149-1)	767	199 (1,891)	675	○	×	○	○	○	○	120	34	
118	宇部-9	久喜小学校	宇部町19-192-1	999	7,187	3,593	○	○	—	○	—	○	513	147	
119	宇部-10	三崎林業センター	宇部町22-27-4	232	497	248	○	○	—	○	—	○	168	48	
120	宇部-11	三崎中学校	宇部町22-961	232	7,930	3,965	○	○	—	○	—	○	652	186	
121	宇部-12	小袖小学校	宇部町23-128-3	622	7,600	3,800	○	○	—	○	—	○	430	123	
122	宇部-13	小袖地区漁村センター	宇部町23-37-1	622	527	263	○	×	○	○	○	○	272.1	78	

○：利用可 ×：利用不可

番号	指定番号	指定緊急避難場所	所在地	指定緊急避難場所（災害ごと）								指定避難所		
				地区内人口（人）	面積（㎡）	収容人員（人/2㎡）	①洪水	②崖崩れ土石流及び地滑り	③高潮	④地震	⑤津波	避難所	利用可能面積（㎡）	収容人員（人/3.5㎡）
123	侍浜-1	元侍浜小学校・角柄分校	侍浜町角柄11-89-1	92	3,200	1,600	○	○	—	○	—	○	650.9	186
124	侍浜-2	堀切ふれあいセンター	侍浜町堀切10-1-30	193	1,000	500	○	○	—	○	—	○	198	57
125	侍浜-3	桑畑コミュニティセンター	侍浜町桑畑5-40-244	319	188.8	94	○	○	—	○	—	○	188.8	54
126	侍浜-4	侍浜小学校	侍浜町保土沢8-27-1	966	13,727	6,863	○	○	—	○	—	○	708	202
127	侍浜-5	侍浜本町公民館	侍浜町本町7-47-4	533	109.75	54	○	○	—	○	—	○	109.75	31
128	侍浜-6	侍浜中学校	侍浜町本町9-152	810	11,643	5,821	○	○	—	○	—	○	1,924	550
129	侍浜-7	外屋敷公民館	侍浜町外屋敷6-47-1	277	27	13	○	○	—	○	—	○	115.9	33
130	侍浜-8	久慈市侍浜市民センター	侍浜町向町8-3-2	533	9,100	4,550	○	○	—	○	—	○	222.76	64
131	侍浜-9	北野公民館	侍浜町北野10-116-4	164	1,408	704	○	○	—	○	—	○	105.7	30
132	侍浜-10	保っ土木館	侍浜町保土沢8-43-179	320	183	91	○	○	—	○	—	○	98	28
133	侍浜-11	横沼公民館	侍浜町横沼9-64-4	273	1,980	990	○	×	—	○	—	○	122.9	35
134	侍浜-12	白前公民館	侍浜町白前1-184	171	1,900	950	○	○	—	○	—	○	125.4	36
135	侍浜-13	本波林業センター	侍浜町本波11-75-4	91	475	237	○	○	—	○	—	○	115.9	33
136	侍浜-14	麦生地区農村センター	侍浜町麦生3-30	135	233	116	○	○	—	○	—	○	135.8	39
137	侍浜-15	元麦生小中学校跡地前広場	侍浜町麦生3-36-1	135	5,352	2,676	○	○	—	○	—	×	—	—
138	山根-1	馬越公民館	山根町下戸鎖3-95-2	34	1,000	500	○	○	—	○	—	○	38.1	11
139	山根-2	端神公民館	山根町端神2-8	54	990	495	○	○	—	○	—	○	385.2	110
140	山根-3	細野公民館	山根町細野2-165	23	500	250	×	×	—	○	—	○	153.2	44
141	山根-4	新山根温泉	山根町下戸鎖4-5-1	244	2,870	1,435	○	×	—	○	—	×	—	—
142	山根-5	元山根小学校	山根町下戸鎖5-41-1	244	6,512	3,256	○	○	—	○	—	×	—	—
143	山根-6	久慈市山根市民センター（元山根中学校）	山根町下戸鎖4-38-1	244	3,075	1,537	○ 2F	×	—	○	—	○	650	186
144	山形-1	久慈市山形総合センター	山形町川井8-30-1	800	7,000	3,500	○	○	—	○	—	○	619.2	177
145	山形-2	山形小学校	山形町川井10-13-1	800	6,454	3,227	×	×	—	○	—	○	390	111
146	山形-3	山形中学校	山形町川井10-87-11	800	19,320	9,660	○	×	—	○	—	○	1,208	345
147	山形-4	山形町海洋センター	山形町川井13-70-2	800	3,160	1,580	○	×	—	○	—	○	1,240	354

○：利用可 ×：利用不可

番号	指定番号	指定緊急避難場所	所在地	指定緊急避難場所（災害ごと）									指定避難所		
				地区内人口（人）	面積（㎡）	収容人員（人/2㎡）	①洪水	②崖崩れ土石流及び地滑り	③高潮	④地震	⑤津波	避難所	利用可能面積（㎡）	収容人員（人/3.5㎡）	
148	山形-5	山形老人福祉センター	山形町12-60-2	800	940	470	○	○	—	○	—	○	423.1	121	
149	山形-6	沼袋町内会公民館	山形町川井4-46-1	800	63	31	○	○	—	○	—	○	42.4	12	
150	山形-7	霜畑小学校	山形町霜畑7-44	514	3,736	1,868	○	○	—	○	—	○	750	214	
151	山形-8	霜畑地区コミュニティセンター	山形町霜畑7-63	514	299	149	○	×	—	○	—	○	299	85	
152	山形-9	霜畑営農研修館	山形町霜畑4-41	514	77.8	38	×	○	—	○	—	○	77.8	22	
153	山形-10	元小国小学校	山形町小国9-11-4	238	10,578	5,289	○	○	—	○	—	×	—	—	
154	山形-11	小国地区多目的集会施設	山形町小国9-21-3	238	187	93	○	○	—	○	—	○	187	53	
155	山形-12	元日野沢小学校	山形町日野沢4-69-3	149	583.8	291	×	○	—	○	—	○	429	123	
156	山形-13	日野沢公民館	山形町日野沢4-72-1	149	189	94	×	○	—	○	—	×	—	—	
157	山形-14	元荷軽部小学校	山形町荷軽部5-1-1	277	6,203	101	○	○	—	○	—	×	—	—	
158	山形-15	荷軽部地区集落センター	山形町荷軽部3-7	277	240	120	○	○	—	○	—	○	240	69	
159	山形-16	荷軽部保育園	山形町荷軽部3-58-1	277	185.5	92	○	○	—	○	—	×	—	—	
160	山形-17	町間沢集会所	山形町荷軽部8-17-11	277	99.4	49	○	○	—	○	—	○	99.4	28	
161	山形-18	来内小学校	山形町来内22-49-1	183	6,947	3,473	○	○	—	○	—	○	583	167	
162	山形-19	来内地区集落センター	山形町来内22-49-6	183	400	200	○	○	—	○	—	○	106	30	
163	山形-20	戸呂町地区集落センター	山形町戸呂町4-50-64	284	1,500	750	○	×	—	○	—	○	850	243	
164	山形-21	岡堀公民館	山形町戸呂町2-6-1	284	142.8	71	○	×	—	○	—	○	142.8	41	
165	山形-22	つなぎ地区消防コミュニティセンター	山形町繁20-30-2	107	300	150	○	○	—	○	—	○	96.1	27	

※1：No.27「湊地区避難タワー」については、災害時、指定避難場所に避難する時間がないなどのやむを得ない場合にのみ使用する。

※2：No.100は土砂災害時、多目的広場4は使用できない。また、津波災害時、多目的広場1は使用できない。

別表10-2 久慈市水防動員計画

久慈市水防動員計画

動員の種別

- 1 警戒動員
- 2 第1次動員
- 3 第2次動員
- 4 居住者等の水防義務による動員

動員の時機及び方法

1 警戒動員

各河川において通報水位に達し、なお増水のおそれがある場合、または高潮等のおそれがある場合、水災が予想される各河川及び海岸の水防担当区域及び高潮警戒区域を担当する分団において、必要な人員と消防車両を出動させ警戒にあたるものとする。

なお、各分団長は水防活動に備え、予め情報連絡係及び哨警班並びに資器材整備係及び避難誘導係を編成しておくものとする。

2 第1次動員

各河川において警戒水位に達し、なお増水のおそれがある場合、または高潮等に特に警戒の措置が必要と認められる場合、水災が予想される各河川及び海岸の水防担当区域及び高潮警戒区域を担当する分団の全団員及び全車両を出動させ警戒、活動準備にあたるものとし、情報連絡係及び哨警班を任務につかせ、資器材整備係及び避難誘導係に準備及び待機させるものとする。

消防団本部は本部分団員を招集し、水防用資器材の点検整備を実施するものとする。

なお、上記の状況を覚知した消防団員は命を待つまでもなく各分団及び水防本部に連絡し指示を受けるものとする。

3 第2次動員

第1次動員のみでは水災に対処することが困難と思われる場合に、久慈市消防団の全団員、全車両を出動させ各々の任務につかせるものとする。

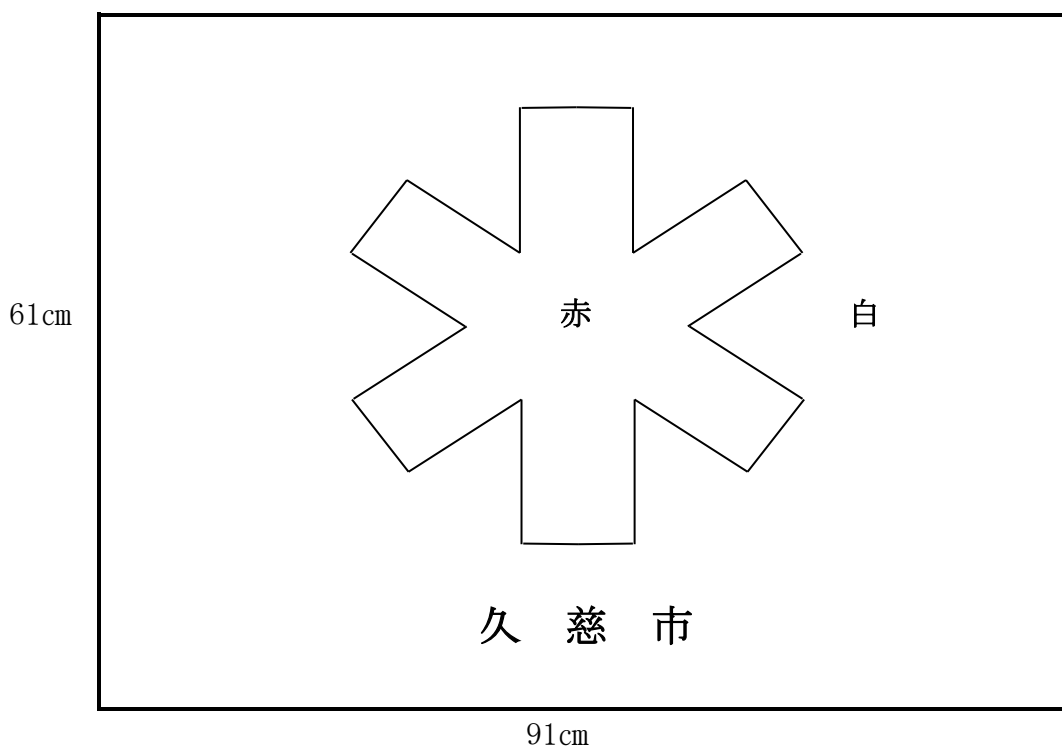
4 居住者等の水防義務による動員

法第24条を適用し、水防のためやむを得ない必要があるときに限り、区域内に居住する者、または水防の現場にある者をして水防活動に従事させるもので、原則として年齢18歳以上の者の出動を要請するものとする。

別表11-1 水防信号(昭和36年6月6日岩手県告示第437号)

信号種類	打鐘信号	余韻防止サイレン信号
警戒信号	1点と4点の連打 ○ ○○○○ ○ ○○○○	1分 長声一声
出動信号	3点 3点 3点 ○○○ ○○○ ○○○ 連打 連打 連打	3秒 10秒 3秒 10秒 連続 2秒 2秒 2秒
避難信号	乱打 ○○○○○○○○○○○○○○○○	3秒 3秒 3秒 3秒 連続 2秒 2秒 2秒
解除信号	口頭伝達	口頭伝達

別表11-2 優先通行標識



別表11-3 身分証票

表

第 号
水 防 職 員 証
所属機関名
職 氏 名
現 住 所
年 月 日生
年 月 日交付
久慈市水防管理者
久慈市長 ○○○○ 印

裏

注 意
1 本証は水防法第49条第2項による証票である。
2 本証の身分を失ったとき、その他不要になったときは必ず返納すること。
3 記載事項に変更のあったときは、直ぐ訂正を受けること。

別表13-1 公用負担命令権限証

第 号
公用負担命令権限証
〇〇〇〇
上記の者に、 区域における 水防法第28条第1項の権限行使を委任 したことを証明する。
年 月 日
久慈市水防管理者 久慈市長 〇〇〇〇 印

別表13-2 公用負担命令票

第 号			
公用負担命令票			
目 的 物	種 類		
負担の内容	使用	収用	処分
年 月 日			
久慈市水防管理者 久慈市長 〇〇〇〇 印 事務取扱者 〇〇〇〇 印			
様			

別表17-1 水防協力団体指定要領及び関係様式（案）

資料1 水防協力団体指定要領

久慈市水防協力団体指定要領

1. 趣旨

久慈市における水防協力団体の指定は、水防法（以下「法」という。）及び国土交通省令（以下「省令」という。）その他の法令並びに関連通知のほか、この要領に定めるところにより行う。

2. 水防協力団体の要件（法第36条第1項関係）

水防協力団体の指定に当たっては、法第36条に基づき、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして省令で定める団体（以下「法人等」という。）であり、かつ、反社会的勢力出ないことをその要件とする。

3. 水防協力団体の業務（法第37条関係）

水防協力団体は、次に掲げる業務の範囲内で行うものとし、業務を行うに当たっては、水防責任を有する水防管理者の所轄下にある消防団及び消防機関が行う水防活動と調和を図るものとする。

- (1) 河川巡視、土のうの袋詰め及び運搬、避難支援などの消防団及び消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力することとし、構成員の安全を確保した上で行うことが可能な活動
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管及びその提供
- (3) 水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供
- (4) 水防に関する意識調査、実態調査等の水防に関する調査研究
- (5) 講習会や研修会等の実施等の水防に関する知識の普及及び啓発
- (6) 水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等の前各号に掲げる業務に附帯する業務

4. 水防協力団体の申請方法（法第36条第1項・第3項関係）

- (1) 水防協力団体の要件を満たす者で、久慈市水防協力団体の指定を受けようとする者は、水防管理者（久慈市長）（久慈市 総務部 防災危機管理課）あてに「久慈市水防協力団体指定申請書」（資料2）に「水防協力団体活動業務計画書」（資料3）及び水防協力団体組織体制一覧表（連絡先）」（任意様式）を添えて、申請するものとする。
- (2) 水防協力団体の名称、住所、事務所の所在地、業務内容、組織体制の変更をする場合も同様とする。（任意様式）

5. 水防協力団体の指定（法第36条第2項・第4項関係）

- (1) 水防管理者（久慈市長）は、前項の申請の審査を行い、業務を適正かつ確実に行うことができる法人等であると認められる場合は、水防協力団体として指定することができる。また、指定をしたときは、当該水防協力団体に対し、「久慈市水防協力団体認定書」（資料4）を交付するとともに、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示する。
- (2) 水防協力団体の名称、住所又は事務所の所在地の変更の届出があったときは、当該届出に係る事項を公示する。

6. その他

- (1) この要領を変更する必要があるときは、関係機関と調整の上、その都度改訂するものとする。
- (2) その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

附 則

この要領は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

資料2 水防協力団体指定申請書様式（案）

久慈市水防協力団体指定申請書		
		年 月 日
久慈市水防管理者 久慈市長	様	
		住 所 (事務所所在地) 団体の名称 代表者氏名
<p>水防法第36条第1項及び久慈市水防協力団体指定要領第4の規定に基づき、久慈市水防協力団体の指定を受けたいので、別添「水防協力団体協力活動業務計画書」（資料3）を添えて申請します。</p>		

資料3 水防協力団体協力活動業務計画書

水防協力団体協力活動業務計画書

下記の久慈市の実施する水防活動に協力します。

記

※ご協力いただける項目の番号に○印を記入してください

- I 河川巡視、土のうの袋詰め及び運搬、避難支援などの水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動への協力（指定要領 3- (1) 関係）
- 1 災害時における土のうの袋詰めや運搬などの水防活動への支援
 - 2 災害時における小さな子供やお年寄りなどの災害時要配慮者の救護
 - 3 災害時における住民に対する洪水注意報、警報などの情報の広報
 - 4 災害時における住民の避難誘導、避難所開設・運営への支援
- II 水防に必要な器具、資材又は設備の保管及びその提供（指定要領 3- (2) 関係）
具体的な資器材の種類・数量及び保管場所等
- []
- III 水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供（指定要領 3- (3) 関係）
- 1 日常における河川管理施設や許可工作物の安全性の点検や巡視
 - 2 災害時における河川水位状況、雨量、強風状況などの情報連絡
- IV 水防に関する意識調査、実態調査等の水防に関する調査研究（指定要領 3- (4) 関係）
- 1 市（町）が作成する洪水ハザードマップの配布
- V 講習会や研修会等の実施等の水防に関する知識の普及及び啓発（指定要領 3- (5) 関係）
- 1 実体験等に基づく、浸水箇所や危険箇所などの地域住民に対する水防知識の講習
- VI 水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等（指定要領 3- (6) 関係）
- 1 水防団が開催する水防演習への参加
 - 2 住民の避難訓練の実施

◎その他ご協力いただける活動がありましたら内容をご記入ください。

[]

資料 4 水防協力団体認定書様式

久慈市水防協力団体認定書	
	年 月 日
住 所 (事務所所在地)	
団体の名称	
代 表 者	様
	久慈市水防管理者 久慈市長
水防法第 36 条第 1 項及び久慈市水防協力団体指定要領第 4 の規定に基づき、貴団体を久慈市水防協力団体に指定します。	

資料5 水防協力団体との水防協働活動実施要領

久慈市における水防協力団体との水防協働活動実施要領

1. 趣旨

久慈市における水防活動は、久慈市水防計画書に活動内容を明記しているところであるが、水防法が一部改正され、水防協力団体制度が創設されたことに伴い、本市において水防協力団体を指定した際に水防活動を行う消防団及び消防機関と水防協力団体との水防活動の連携、協働業務等について本要領に定めるものとする。

2. 消防団等と水防協力団体との連携（水防法第38条関係）

水防法第36条及び久慈市水防協力団体指定要領に基づき指定された水防協力団体が行う水防活動は、水防を行う消防団及び消防機関による水防活動に対する協力業務であり密接な連携の下、活動を行うものとする。

3. 活動報告書の提出（水防法第39条関係）

連携して行われる水防の効果が最大限発揮されるよう、指定された水防協力団体に対し、水防活動の活動記録についてその内容を明記した「水防協力団体活動報告書」（資料6）を提出させることができる。

4. 情報提供等（水防法第40条関係）

水防管理者は、久慈市水防協力団体指定要領4に基づき提出された「水防協力団体活動業務計画書」や前項の「水防協力団体活動報告書」で示された活動内容について、その活動の実施に関し、必要な情報や指導、助言を行う。

5. その他

- (1) この要領に変更が生じたときは、関係機関と調整し、その都度改訂するものとする。
- (2) その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

附 則

この要領は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

資料6 水防協力団体協力活動報告書様式

久慈市水防協力団体協力活動報告書	
年 月 日	
久慈市水防管理者 久慈市長	様
	住 所 (事務所所在地) 団体の名称 代表者氏名
<p>別紙のとおり水防活動を実施しましたので、久慈市水防協力団体指定要領第6の規定に基づき提出します。</p>	

別表18-1 水防功労者推薦様式

水 防 功 労 者 推 せ ん

1 個人

消防団員又はその他のものであって次の各号に該当するもの。

ア 出水の危険又は水防実施に当り適切な措置および挺身敢斗して水害防止又は水害の軽減に優れた功績を挙げた者。

イ 水防活動従事中任務に殉じた者又は負傷し疾病にかかり長期にわたって支障があるに至った者。

2 団体

よく一致団指し水害防止又は水害軽減上卓越した功績を挙げた消防団その他の団体。

3 個人功労調書

順 位	
項 目	
所属団体名又は 官 署 名	
職業、住所氏名	
生 年 月 日 死 亡 年 月 日	
功 労 事 項	本欄は表彰採否の基となるので、できる限り具体的詳細に記載すること。 従って長文となっても差支えない。もし具体性を欠くときには選択困難となるので、その点特に留意すること。
略 歴	略歴中には水防に関する平常の貢献、情况等表彰の情状に関するものがあれば併せて記載すること。
賞 罰	
遺 族	表彰状、その他の交付すべき遺族の氏名、生年月日、住所、続柄等につき記載する。

4 団体功労調書

順 位	
項 目	
団 体 所 在 地	
団 体 名	
団体の代表者の 役職氏名、住所	
功 労 事 実	個人功労調書と同様の要領で記載する。
団 体 略 歴	上に同じ